

越生町障がい福祉総合計画

（ 第 8 期越生町障がい者計画
第 7 期越生町障がい福祉計画
第 3 期越生町障がい児福祉計画 ）

（令和 6 年度～令和 8 年度）



越生町のマスコット「うめりん」

令和 6 年 3 月

越 生 町

ごあいさつ

近年、障がいのある方を取り巻く状況は大きく変化しており、障がいのある方の重度化・高齢化や介護する家族の高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもを含めた障がいのある子どもへの支援など、多様化するニーズへの対応が求められています。

この度、新たな法律改正による施策や更なる障がい者福祉施策の充実を図るため、町民の方々の意見や現状を踏まえた「越生町障がい福祉総合計画（第8期越生町障がい者計画・第7期越生町障がい福祉計画・第3期越生町障がい児福祉計画）」を策定いたしました。

障がい者計画におきましては、前回計画に引き続き「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」という基本理念のもと、5つの基本目標を掲げ、取り組む施策を明らかにするとともに、障がい福祉計画、障がい児福祉計画におきましては、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、令和8年度までの目標を設定しています。

障がいのある方やその家族が住み慣れた地域の中で、その方らしい暮らしを営み続けられるよう、生活全体に着目した地域生活支援や、社会参加の機会の充実、共生社会の実現に向けた理解促進や地域での支援体制の充実などに積極的に取り組んでまいります。

本町が障がいのある方もない方も共に暮らしやすい町になるためには、ノーマライゼーションの理念のもと、人と人との支えあい、地域全体での取り組みが不可欠となります。町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様におかれましては、共生社会の実現に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げご挨拶といたします。

令和6年3月

越生町長 新 井 康 之

《目 次》

第1章 序論	1
第1節 計画の概要	3
1 計画改定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定・推進体制	6
第2節 障がいのある方を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況	7
2 障がいのある方の状況	8
第3節 アンケート調査の結果	15
1 調査の概要	15
2 障がい者調査の結果	16
第2章 越生町障がい者計画	27
第1節 計画の基本的考え方	29
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本目標	30
3 施策の体系	33
第2節 施策の展開	34
1 障がいや障がいのある方に対する理解の深化	35
2 福祉サービスの充実及び生活支援	37
3 安全・安心の確保	41
4 保育・教育の充実	44
5 自立への促進	47
6 健康で安心できる保健・医療施策の充実	49
第3章 越生町障がい福祉計画	
越生町障がい児福祉計画	51
第1節 計画の基本的考え方	53
1 計画の基本理念	53
2 計画の基本方針	53
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	55
第3節 令和8年度の数値目標	56
第4節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量	68
第5節 地域生活支援事業の見込量	73
第6節 障がい児支援の見込量	79

第4章 計画の推進	83
第1節 計画の推進体制と点検・評価	85
1 推進体制	85
2 点検・評価	85
関連資料	87
1 越生町障がい者計画等推進委員会設置要綱	89
2 越生町障がい者計画等推進委員会委員名簿	90
3 越生町障がい者計画等庁内推進委員会設置要綱	91
4 計画の策定経過	93
5 用語解説	95

(本文中に*印の付した用語を掲載しています。)

第1章

序論

第1節 計画の概要

1 計画改定の趣旨

本町では、平成11年3月に「越生町障害者福祉計画」を策定し、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念として、各種施策の展開を図り、令和3年3月に前計画である「第7期越生町障がい者計画」、「第6期越生町障がい福祉計画」及び「第2期越生町障がい児福祉計画」を策定し、豊かな自然環境の中で、障がいのある方もない方も地域の中で安心して共に暮らしていけるノーマライゼーション[※]の実現を目指し、施策を推進してきました。

この間、国では、平成15年に行政主導の措置制度から利用者本位の支援費制度[※]へ移行し、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成25年には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障がいの範囲に難病等を追加、重度訪問介護の対象者拡大など、障がいのある方に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などが規定されました。平成30年4月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

また、令和4年12月には、「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援、精神障がいのある方の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められました。

その他にも「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正など、様々な分野で施策の見直しが行われているところです。

このような関連する法改正等の動向や近年の障がいのある方を取りまく環境の変化を踏まえ、障がいのある方もない方も地域の中で安心して、共に暮らしていける社会の実現を目指し、「越生町障がい福祉総合計画（第8期越生町障がい者計画・第7期越生町障がい福祉計画・第3期越生町障がい児福祉計画）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

① 障がい者計画

「障がい者計画」は、障害者基本法*第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられるものです。

「第六次越生町長期総合計画」の実現に向けた計画であり、本町の障がい者福祉施策の現状と課題を明らかにし、障がい者福祉施策を総合的に推進するための基本方針を示すもので、法律により策定が義務付けられています。

② 障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法*第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられるものです。

障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量等を具体的に掲げるもので、法律により策定が義務付けられています。

③ 障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法*第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられるものです。

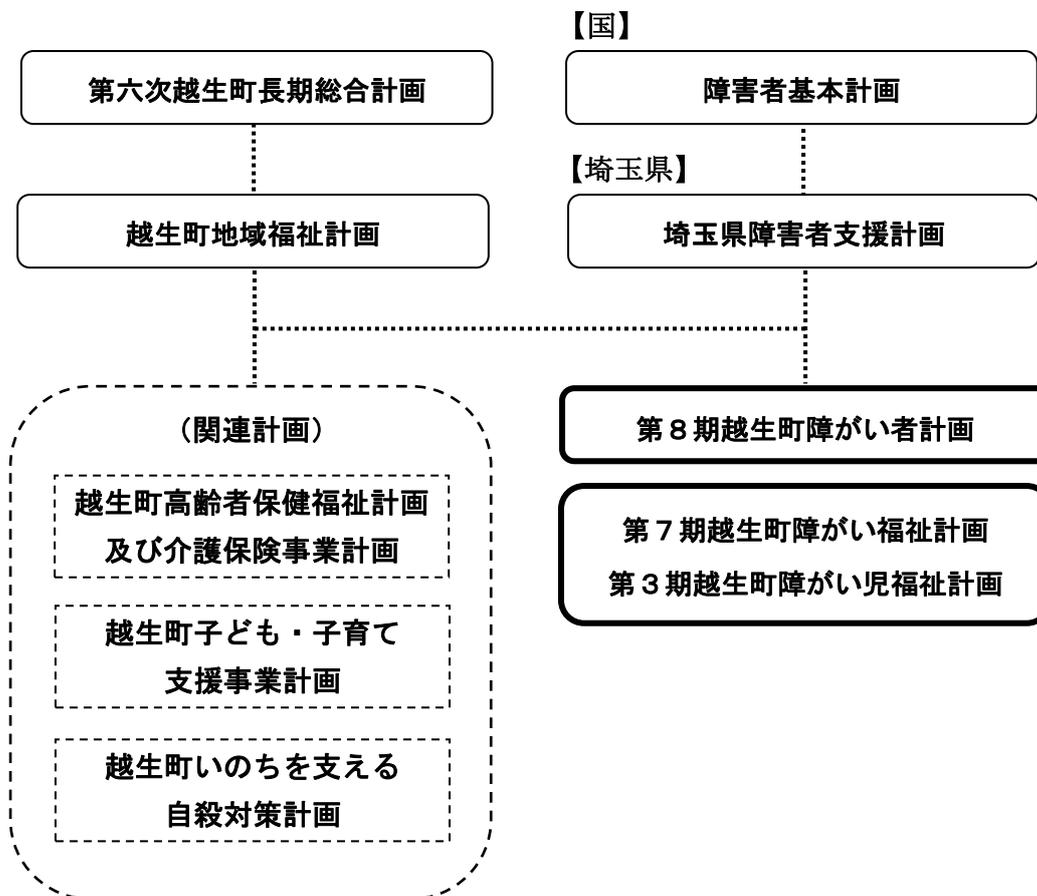
障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量等を具体的に掲げるもので、法律により策定が義務付けられています。

※「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は、両計画を一体的に策定しています。

「障がい」の表記について

この計画では、障がいのある方への障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」の「害」をひらがなの「がい」と表記しています。なお、法律名や制度名のほか、固有名詞、専門用語など、漢字で表記することが適当な場合は、そのまま「障害」と記載しています。

《主な関連計画との位置づけ》



3 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間とします。次期計画は、令和8年度に見直し、令和9年度から令和11年度までの3年間とし、策定する予定です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村 障害者計画	第7期越生町障がい者計画			第8期越生町障がい者計画		
			見直し			見直し
市町村 障害福祉計画	第6期越生町障がい福祉計画			第7期越生町障がい福祉計画		
			見直し			見直し
市町村 障害児福祉計画	第2期越生町障がい児福祉計画			第3期越生町障がい児福祉計画		
			見直し			見直し

4 計画の策定・推進体制

本計画を策定するにあたっては、障がいのある方や一般町民の皆さんの意見を計画に反映させるため、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、推進委員会や庁内推進委員会にて議論を重ね、策定しました。

推進体制については、少なくとも1年に1回、障がい種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況の分析及び評価を行います。

① 「越生町障がい者計画等推進委員会」の設置

関係団体の代表や有識者、一般町民からなる「越生町障がい者計画等推進委員会」を設置し、計画策定に必要な審議を実施し、結果を反映しています。

② 「越生町障がい者計画等庁内推進委員会」の設置

庁内関係各課職員から構成された障がい者計画等庁内推進委員会を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。

③ 障がい福祉に関するアンケートの実施

計画策定の基礎資料とするため、障がいのある方や一般町民の生活状況や意見・要望を把握するアンケート調査を実施し、結果を反映しています。

④ パブリックコメントの実施

本計画の内容について広く町民の意見を反映するため、越生町パブリックコメント手続実施要綱に基づき、意見を募集しました。

⑤ 入間西障害者地域自立支援協議会

地域における障がい者等への支援体制づくりに対し、関係機関等と連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議をする場です。障害者総合支援法に基づき委員の意見を求めました。

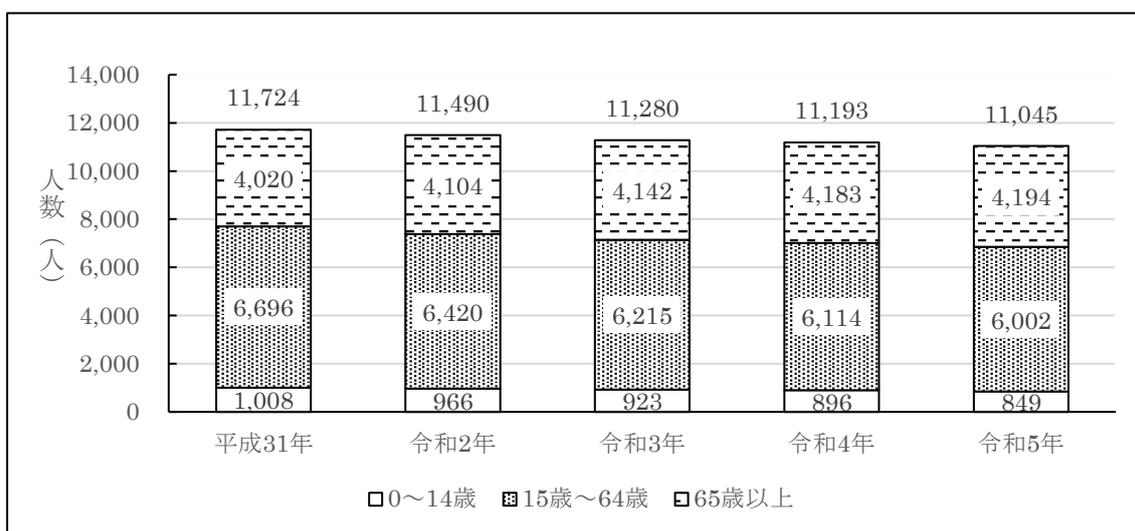
第2節 障がいのある方を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

本町の人口は、減少を続けており、令和5年4月1日現在で、11,045人となっています。今後も減少することが予想されます。年齢別に見ると、0～14歳の年少人口は減少し、65歳以上の高齢者人口が増加して高齢化率が高まっており、本町においても少子高齢化が進んでいます。

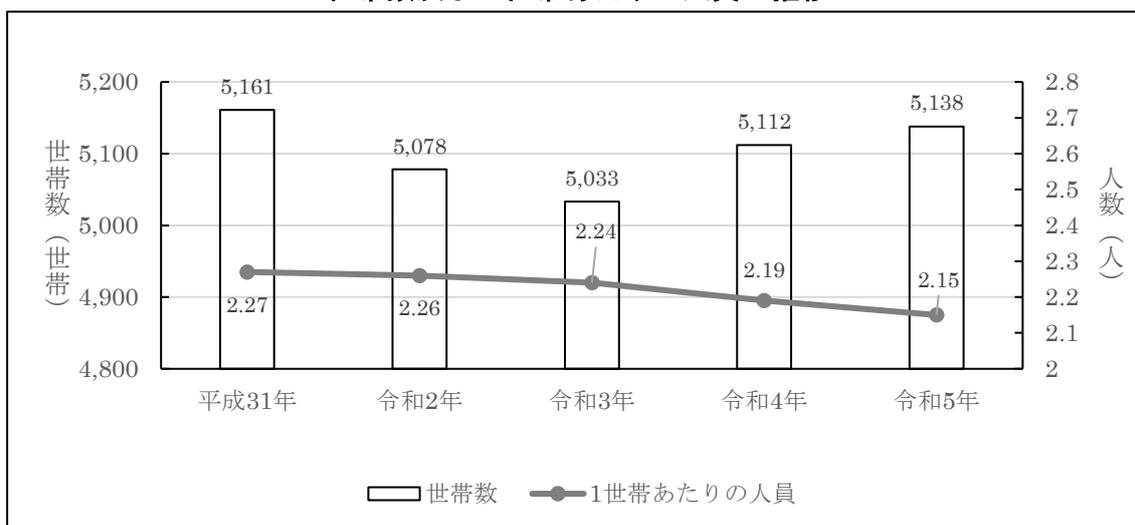
世帯数はこの5年間で23世帯の減少となっており、総人口が減少していることから、一世帯あたりの人員は減少しています。

年齢3区分別人口の推移



資料：町民課（各年4月1日現在）

世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



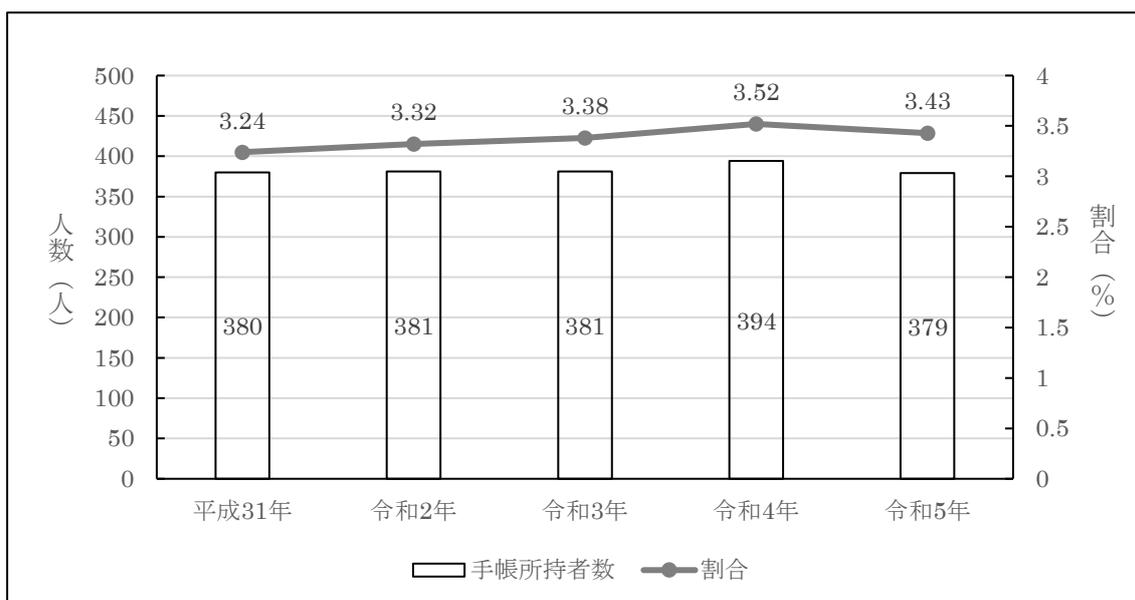
資料：町民課（各年4月1日現在）

2 障がいのある方の状況

① 身体障がい者（児）

身体障がい者（児）数は、平成31年からほぼ横ばいとなっており、令和5年は379人となっています。総人口に対する割合も同様で、令和5年度では、3.43%となっています。

身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳の等級別の推移では、令和5年現在、1級の手帳所持者が122人で最も多く、次いで4級の102人となっています。

また、令和5年の1級と2級を合わせると171人となり、全体の45.1%を占め、重度の障がい程度の割合が大きい傾向が続いています。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成31年	138	37	68	90	29	18	380
令和2年	142	40	63	92	27	17	381
令和3年	142	41	65	91	24	18	381
令和4年	138	45	69	99	25	18	394
令和5年	122	49	68	102	21	17	379

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者の年齢階層は、65歳以上の方が全体の73.6%となっており、高齢者の方の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持者の年齢別統計 (単位：人)

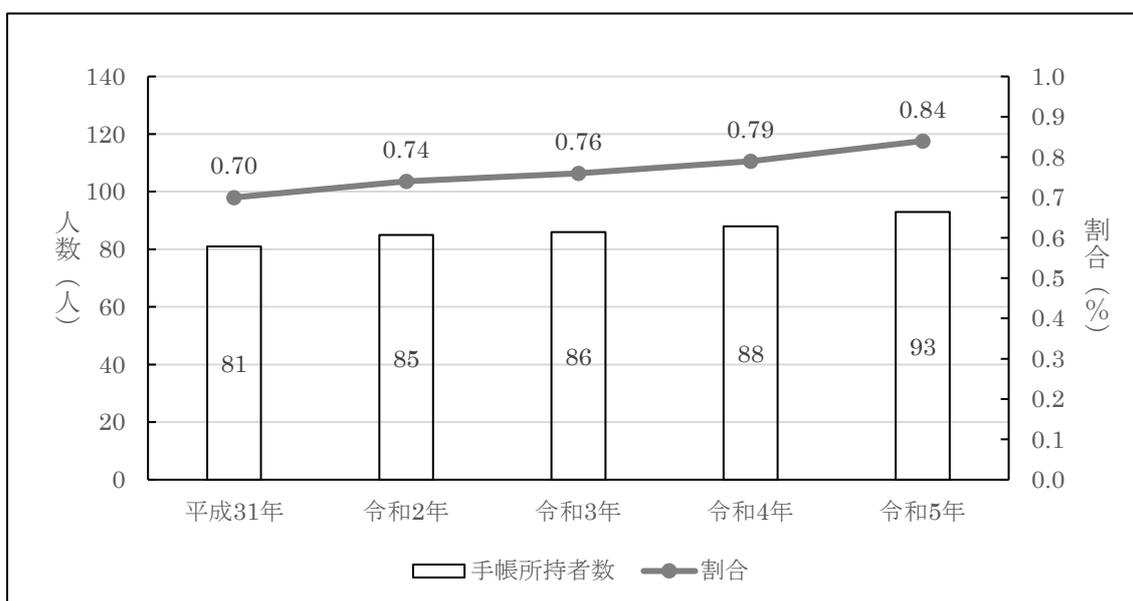
年齢階層	人数	割合
17歳以下	8	2.1%
18～64歳	92	24.3%
65歳以上	279	73.6%
合計	379	100.0%

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

② 知的障がい者（児）

知的障がい者（児）数は、平成31年の81人に対し、令和5年では93人と増加しています。総人口に占める割合は、平成31年の0.70%から令和5年現在では0.84%となっています。

療育手帳所持者数及び割合の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者の障がいの程度別では、程度BとCが最も多く、令和5年は27人でそれぞれ全体の29%を占めています。程度BとCが増加傾向にあり、その他はほぼ横ばいとなっています。

療育手帳所持者の障がいの程度別の推移 (単位：人)

	Ⓐ	A	B	C	合計
平成31年	19	18	24	20	81
令和2年	19	20	23	23	85
令和3年	20	21	22	23	86
令和4年	20	21	23	24	88
令和5年	20	19	27	27	93

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者の年齢階層は、18歳以上64歳以下の方が全体の64.5%となっています。

療育手帳所持者の年齢別統計 (単位：人)

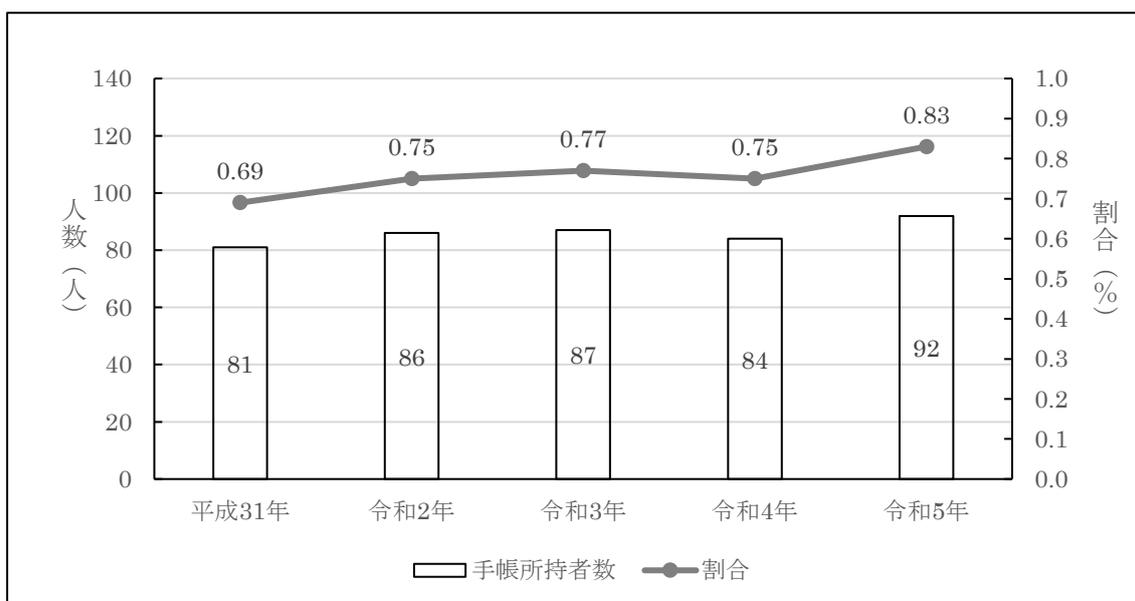
年齢階層	人数	割合
17歳以下	21	22.6%
18～64歳	60	64.5%
65歳以上	12	12.9%
合計	93	100.0%

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

③ 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成31年の81人に対し、令和5年では、92人と増加しています。総人口に占める割合は、平成31年の0.69%に対し、令和5年では0.83%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

障がいの等級別では、2級が58人で最も多く、次いで3級の29人となっています。精神通院医療受給者は、平成31年の134人から令和5年では159人と増加しています。

等級別手帳所持者数及び精神通院医療受給者の推移（単位：人）

	1級	2級	3級	合計	精神通院医療
平成31年	7	43	31	81	134
令和2年	5	50	31	86	147
令和3年	5	53	29	87	153
令和4年	4	52	28	84	149
令和5年	5	58	29	92	159

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

精神障害保健福祉手帳所持者の年齢階層は、18歳以上64歳以下の方が全体の79.3%となっています。

精神障害保健福祉手帳所持者の年齢別統計（単位：人）

年齢階層	人数	割合
17歳以下	1	1.1%
18～64歳	73	79.3%
65歳以上	18	19.6%
合計	92	100.0%

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

④ 発達障がい者（児）

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）*、注意欠陥多動性障害（ADHD）*、その他これに類する脳機能の障がいである精神障がいに含まれます。

まだ、社会の中で十分に知られていない障がいであるため、社会的理解の促進に努めていくことが必要です。

本町においては、早期発見・早期療育のための支援として、子どもの発育相談や巡回支援専門員整備事業などを実施し、手帳の有無にかかわらず支援をしています。

⑤ 高次脳機能障がい者（児）

事故や病気などで脳に損傷を受けた後に、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障がある障がいである精神障がいに含まれます。高次脳機能障害の症状は、記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などがあります。

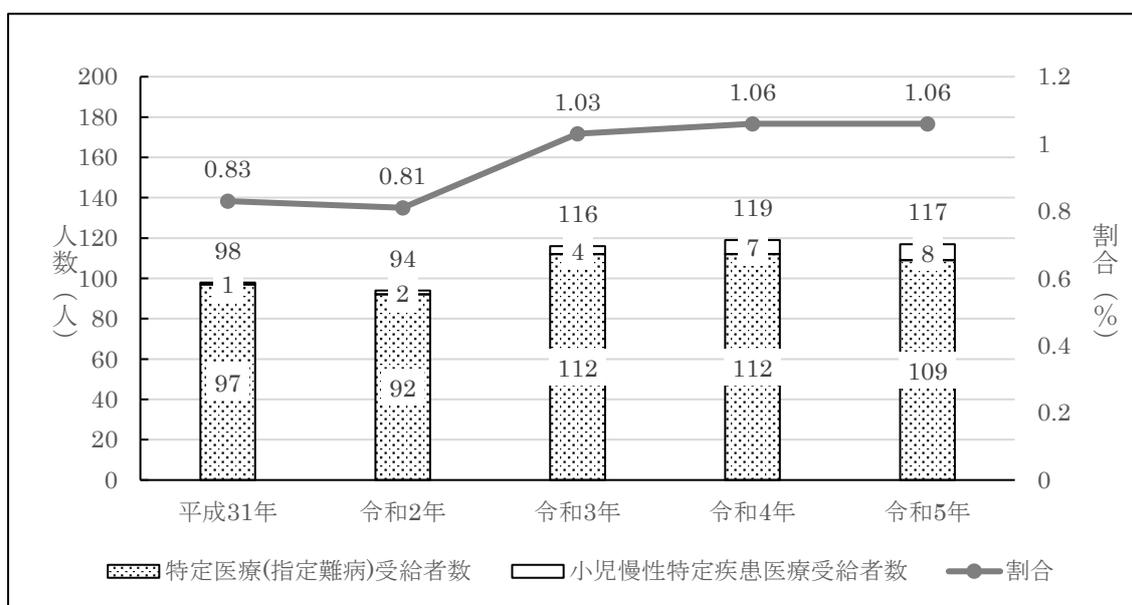
症状が外見からわかりにくく、また本人に自覚がないことも多いため「見えない障がい」と言われることもあります。そのため障がいのある方の周囲の方にも、この障がいに対する理解が必要です。

本町においては、障がいの状態に応じて、関係機関と連携し支援をしています。

⑥ 難病患者

特定医療（指定難病）*の受給者数は、平成31年の97人から令和5年の109人へ増加しています。小児慢性特定疾患医療の受給者数は、平成31年では1人、令和5年では8人となっています。

難病患者数の推移



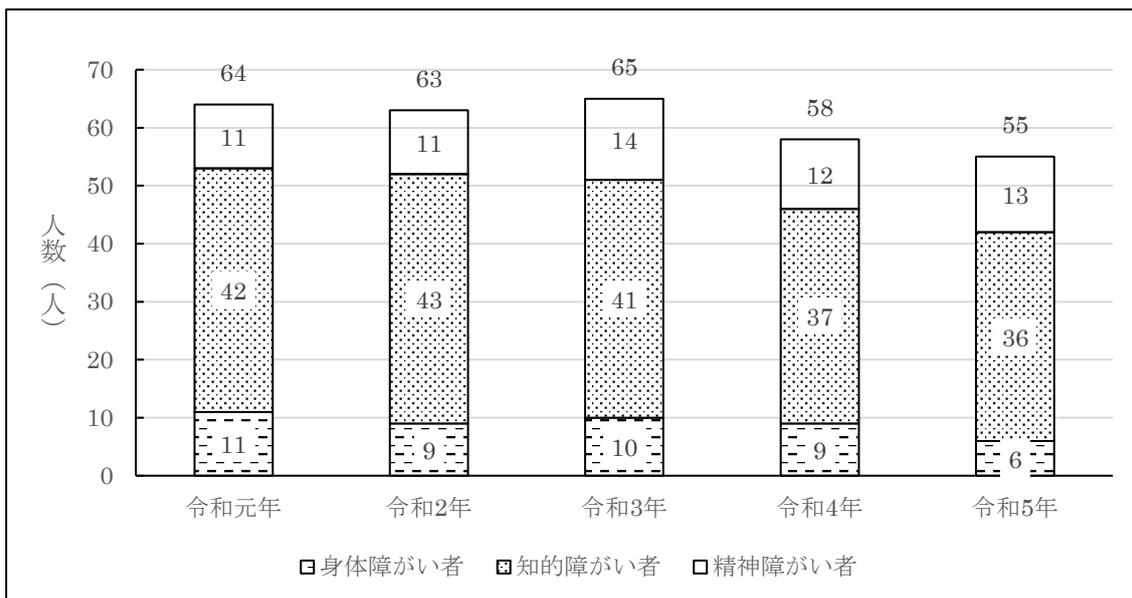
資料：坂戸保健所（各年4月1日現在）

⑦ 障害支援区分別の認定者数

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がいのある方が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの支援等に関する尺度として、「障害支援区分*」の制度が導入されています。

令和5年10月の障害支援区分別の認定者数は、55人となっています。障がい別では、知的障がいの方が最も多くなっており、区分別では、区分6が17人で最も多くなっています。

障害支援区分 障がい別認定者数の推移



資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

※身体障がいと知的障がいの両方がある方は、知的障がい者に含めています。

障害支援区分別認定者数

(単位：人)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
令和元年	15	8	14	11	11	5	64
令和2年	17	7	11	13	12	3	63
令和3年	17	8	12	13	13	2	65
令和4年	18	7	9	11	11	2	58
令和5年	17	4	9	11	12	2	55

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

第3節 アンケート調査の結果

1 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、障がいのある方の生活状況や意見をうかがい、「第8期越生町障がい者計画」、「第7期越生町障がい福祉計画」及び「第3期越生町障がい児福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象者

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者及び精神障がい者を対象とする調査並びに18歳以上の一般町民の方を対象とする調査を実施しました。

調査名	対象区分	対象者	対象者数
身体・知的・ 精神障がい （児）者調査	①身体障がい	令和5年2月1日時点で身体障害者手帳を取得している方	339人
	②知的障がい	令和5年2月1日時点で療育手帳を取得している方	87人
	③精神障がい	令和5年2月1日時点で精神障害者保健福祉手帳を取得している方	77人
	計		503人
一般調査	④一般町民	18歳以上で、令和5年2月1日現在越生町に住所を有している方	600人

③ 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和5年2月27日～3月15日

④ 回収結果

調査区分及び対象区分		対象者数	有効回収数	有効回収率
身体・知的・ 精神障がい （児）者調査	①身体障がい	339人	226人	66.7%
	②知的障がい	87人	55人	63.2%
	③精神障がい	77人	39人	50.6%
	計	503人	320人	63.6%
④一般調査		600人	334人	55.7%

2 障がい者調査の結果

(1) 生活の状況について

① 将来暮らしたい場所

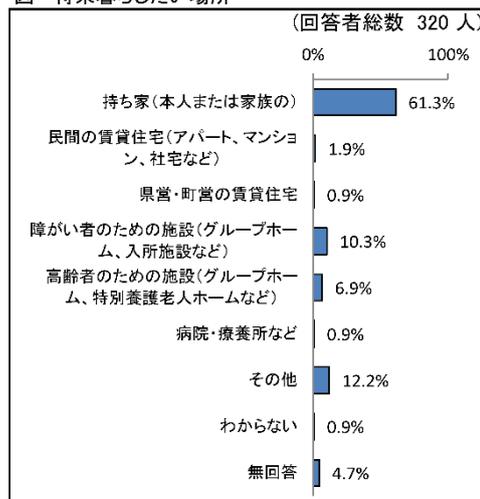
「持ち家」が最も多い

将来暮らしたい場所については、「持ち家」が61.3%で最も多く、次に「障がい者のための施設」が10.3%となっています。

表 将来暮らしたい場所

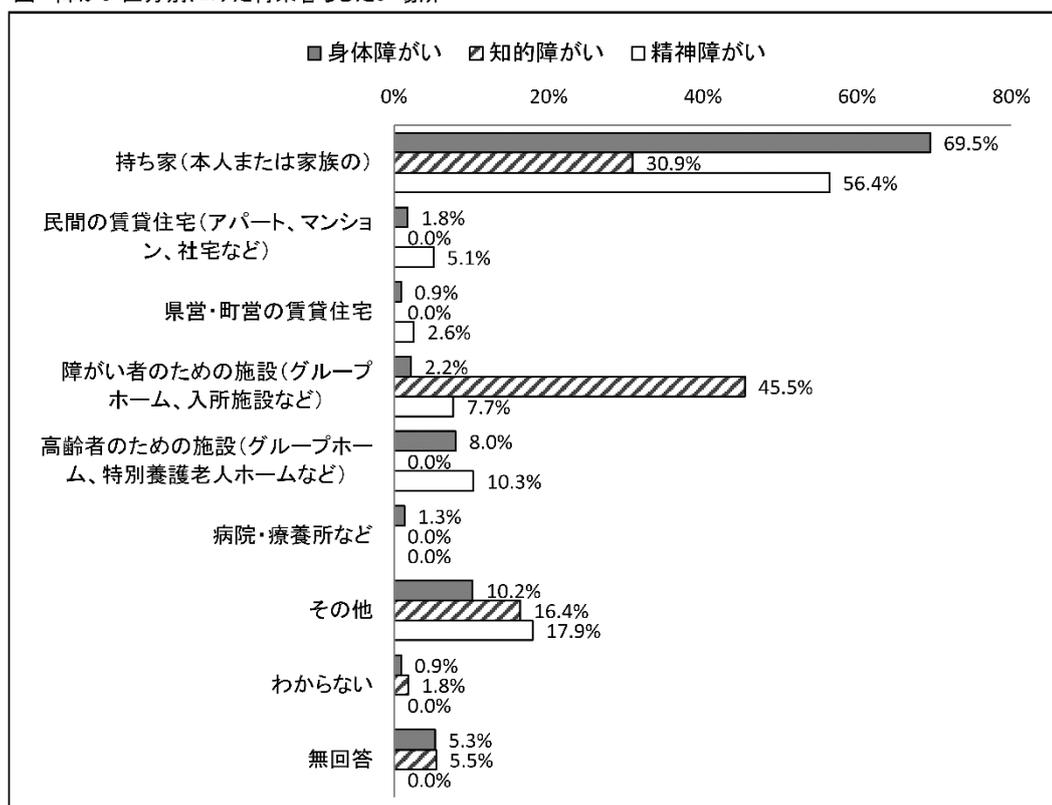
区分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
持ち家	196 (61.3%)
民間の賃貸住宅（アパート、マンション、社宅など）	6 (1.9%)
県営・町営の賃貸住宅	3 (0.9%)
障がい者のための施設（グループホーム、入所施設など）	33 (10.3%)
高齢者のための施設（グループホーム、特別養護老人ホームなど）	22 (6.9%)
病院・療養所など	3 (0.9%)
その他	39 (12.2%)
わからない	3 (0.9%)
無回答	15 (4.7%)

図 将来暮らしたい場所



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた将来暮らしたい場所



(2) 健康・医療について

① 健康管理や医療について困ったこと

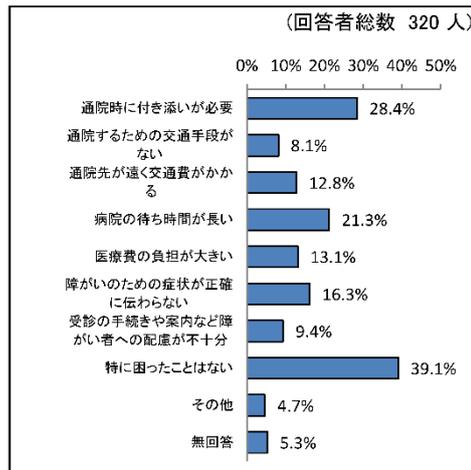
「通院時に付き添いが必要」が最も多い

健康管理や医療について困ったことについては、「特に困ったことはない」を除き、「通院時に付き添いが必要」が28.4%で最も多く、次に「病院の待ち時間が長い」が21.3%となっています。

表 健康管理や医療について困ったこと(複数回答)

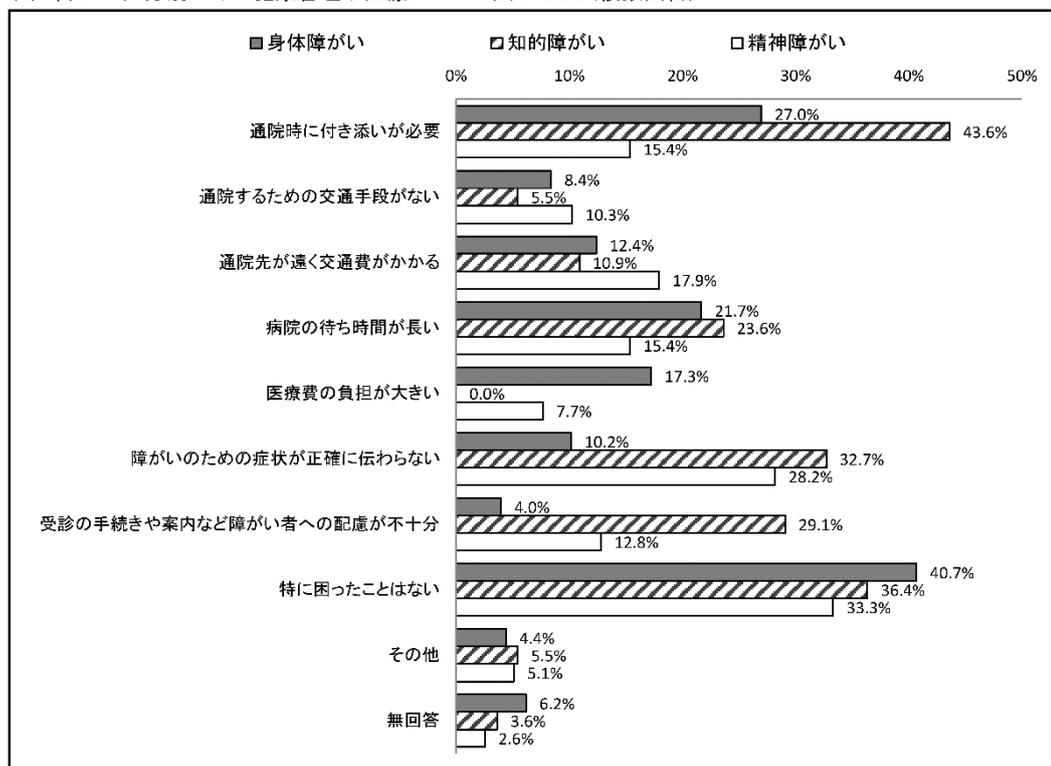
区 分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
通院時に付き添いが必要	91 (28.4%)
通院するための交通手段がない	26 (8.1%)
通院先が遠く交通費がかかる	41 (12.8%)
病院の待ち時間が長い	68 (21.3%)
医療費の負担が大きい	42 (13.1%)
障がいのための症状が正確に伝わらない	52 (16.3%)
受診の手続きや案内など障がい者への配慮が不十分	30 (9.4%)
特に困ったことはない	125 (39.1%)
その他	15 (4.7%)
無回答	17 (5.3%)

図 健康管理や医療について困ったこと(複数回答)



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた健康管理や医療について困ったこと(複数回答)



(3) 介助（支援）の状況について

① 主な介助者（支援者）

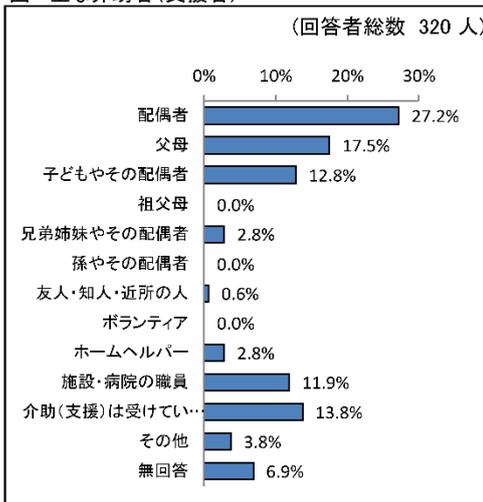
「配偶者」が最も多い

主な介助者（支援者）については、「配偶者」が27.2%で最も多く、次に「父母」が17.5%となっています。

表 主な介助者（支援者）

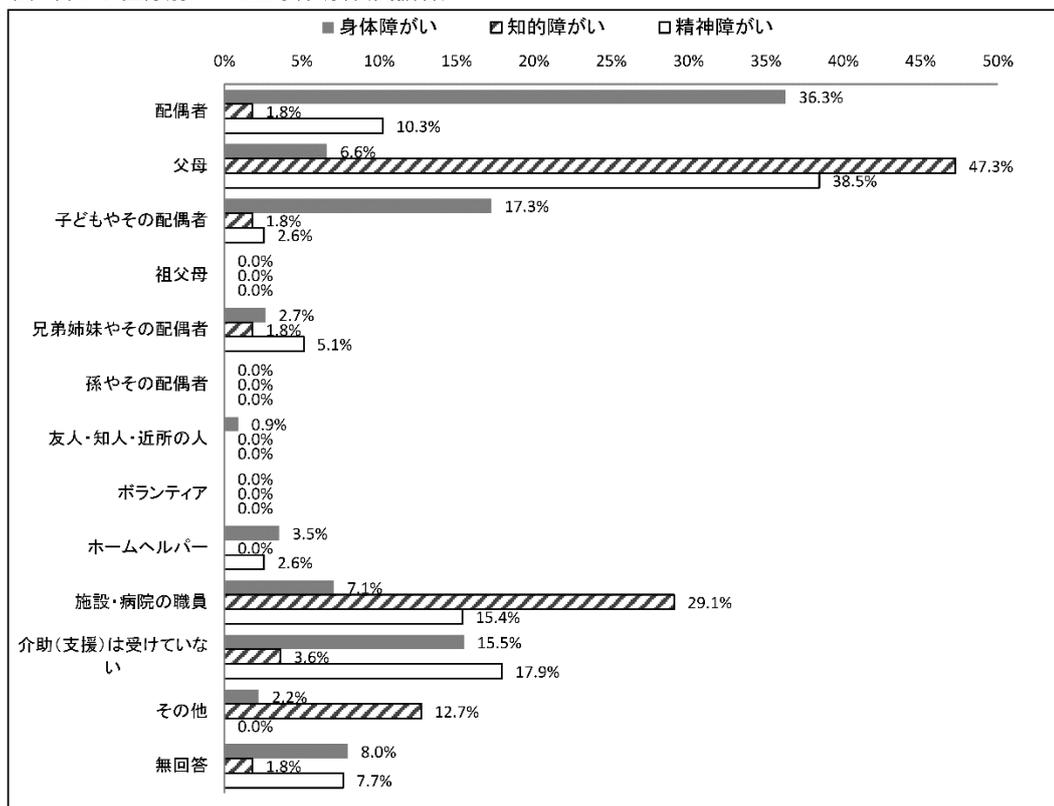
区分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
配偶者	87 (27.2%)
父母	56 (17.5%)
子どもやその配偶者	41 (12.8%)
祖父母	0 (0.0%)
兄弟姉妹やその配偶者	9 (2.8%)
孫やその配偶者	0 (0.0%)
友人・知人・近所の人	2 (0.6%)
ボランティア	0 (0.0%)
ホームヘルパー	9 (2.8%)
施設・病院の職員	38 (11.9%)
介助（支援）は受けていない	44 (13.8%)
その他	12 (3.8%)
無回答	22 (6.9%)

図 主な介助者（支援者）



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた主な介助者（支援者）



② 介助者（支援者）の年齢

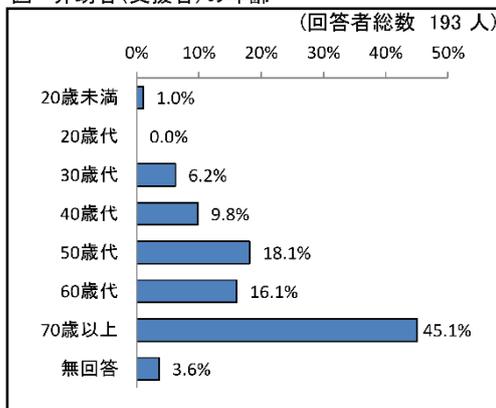
「70歳以上」が最も多い

介助者（支援者）の年齢については、「70歳以上」が45.1%で最も多く、次に「50歳代」が18.1%となっています。

表 介助者（支援者）の年齢

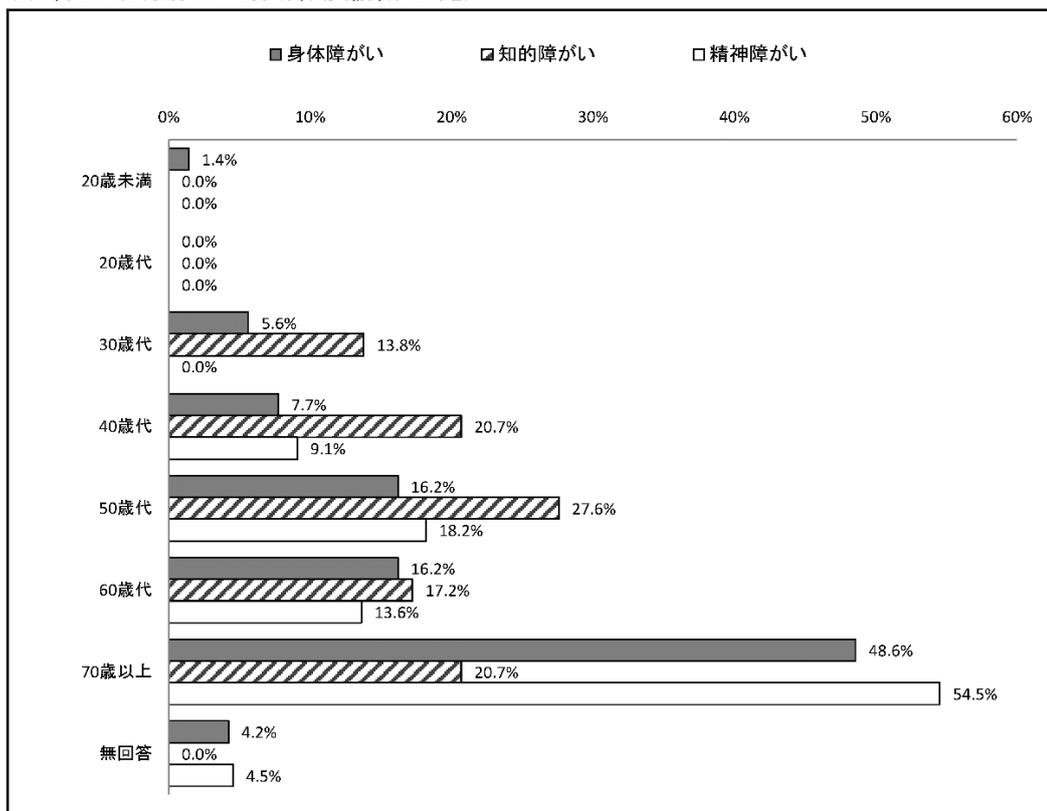
区 分	人 (%)
回答者総数	193 (100%)
20歳未満	2 (1.0%)
20歳代	0 (0.0%)
30歳代	12 (6.2%)
40歳代	19 (9.8%)
50歳代	35 (18.1%)
60歳代	31 (16.1%)
70歳以上	87 (45.1%)
無回答	7 (3.6%)

図 介助者（支援者）の年齢



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた介助者（支援者）の年齢



(4) 外出について

① 外出の頻度

「ほぼ毎日」が最も多い

外出の頻度については、「ほぼ毎日」が31.3%で最も多く、次に「週に3～5日」が24.4%、「週に1～2日」が16.9%となっています。

図 外出の頻度

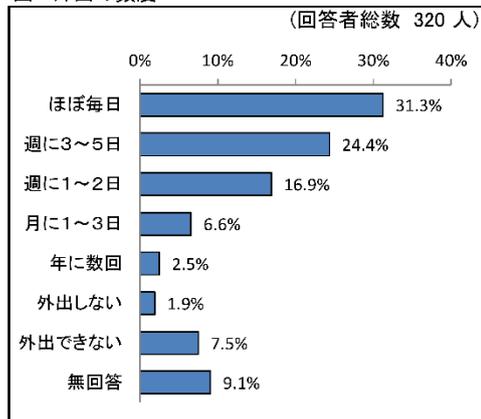
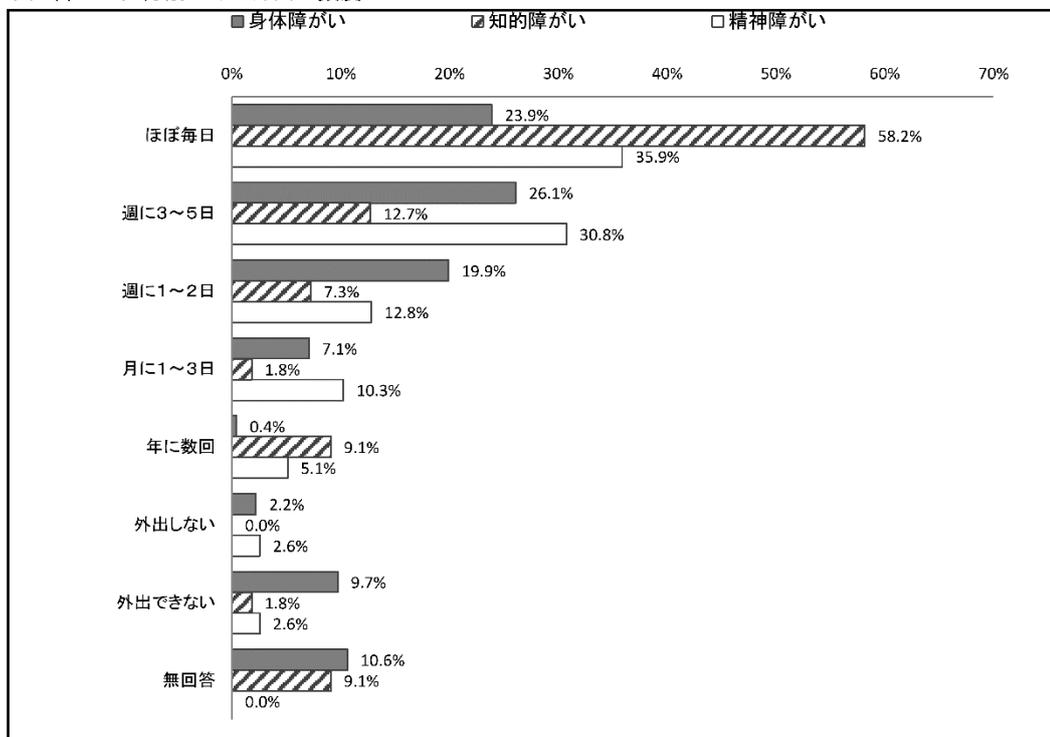


表 外出の頻度

区分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
ほぼ毎日	100 (31.3%)
週に3～5日	78 (24.4%)
週に1～2日	54 (16.9%)
月に1～3日	21 (6.6%)
年に数回	8 (2.5%)
外出しない	6 (1.9%)
外出できない	24 (7.5%)
無回答	29 (9.1%)

【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた外出の頻度



(5) 地域との交流について

① 共に生きる社会をつくるための条件

「小さい頃から、障がいの有無にかかわらず普通にふれあうよう努める」が最も多い

共に生きる社会をつくるための条件については、「小さい頃から、障がいの有無にかかわらず普通にふれあうよう努める」が30.0%で最も多く、次に「建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する」が29.4%、「学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」が20.6%と続いています。

図 共に生きる社会をつくるための条件(複数回答)

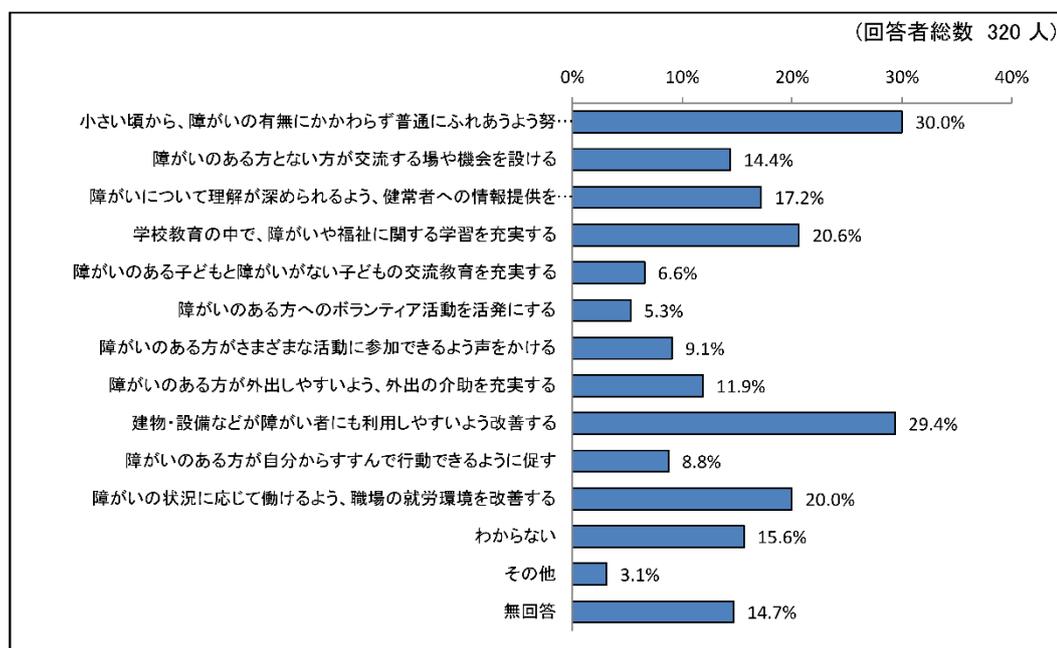
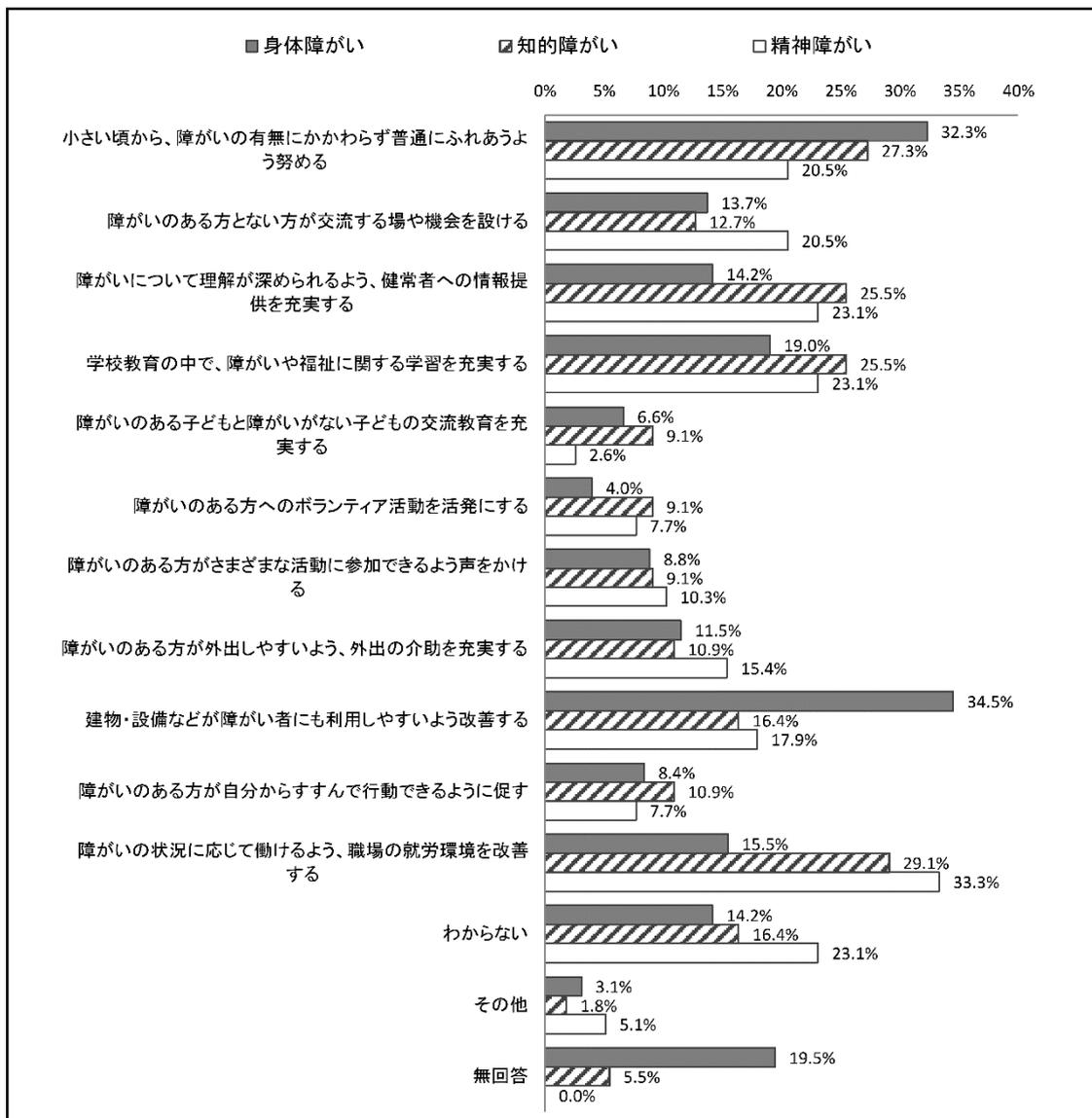


表 共に生きる社会をつくるための条件(複数回答)

区分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
小さい頃から、障がいの有無にかかわらず普通にふれあうよう努める	96 (30.0%)
障がいのある方とない方が交流する場や機会を設ける	46 (14.4%)
障がいについて理解が深められるよう、健常者への情報提供を充実する	55 (17.2%)
学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する	66 (20.6%)
障がいのある子どもと障がいがない子どもの交流教育を充実する	21 (6.6%)
障がいのある方へのボランティア活動を活発にする	17 (5.3%)
障がいのある方がさまざまな活動に参加できるよう声をかける	29 (9.1%)
障がいのある方が外出しやすいよう、外出の介助を充実する	38 (11.9%)
建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する	94 (29.4%)
障がいのある方が自分からすすんで行動できるように促す	28 (8.8%)
障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する	64 (20.0%)
わからない	50 (15.6%)
その他	10 (3.1%)
無回答	47 (14.7%)

【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた共に生きる社会をつくるための条件(複数回答)



(6) 権利擁護について

① 障がいに関する差別的な経験の有無

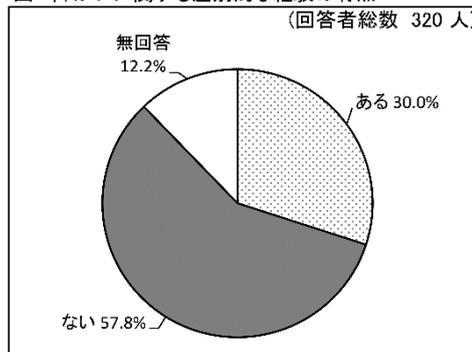
「ある」が30.0%

障がいに関する差別的な経験の有無については、30.0% (96人) が「ある」と回答しています。

表 障がいに関する差別的な経験の有無

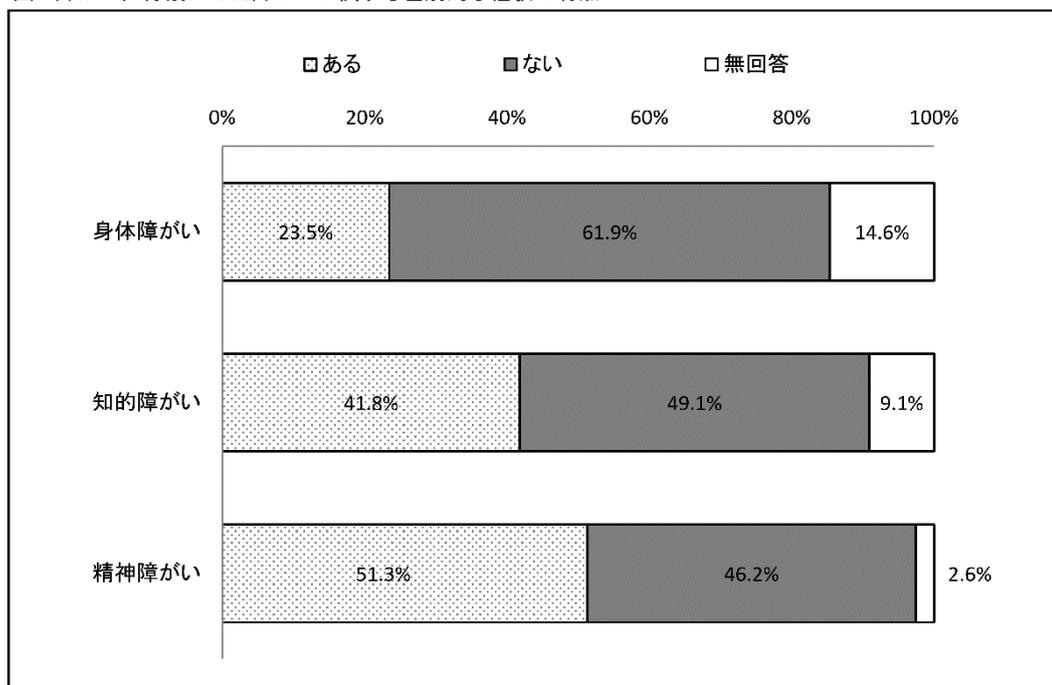
区 分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
ある	96 (30.0%)
ない	185 (57.8%)
無回答	39 (12.2%)

図 障がいに関する差別的な経験の有無



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた障がいに関する差別的な経験の有無



② 成年後見制度*の周知度

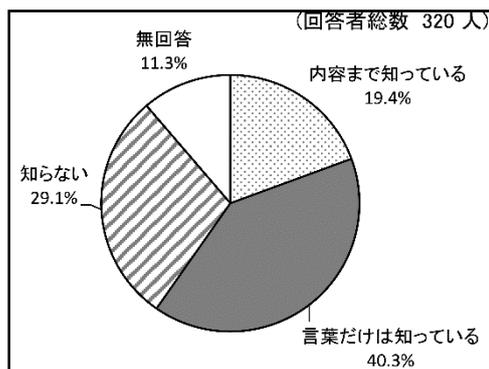
「内容まで知っている」が19.4%

成年後見制度の周知度については、「内容まで知っている」が19.4%、「言葉だけは知っている」が40.3%、「知らない」が29.1%となっています。

表 成年後見制度の周知度

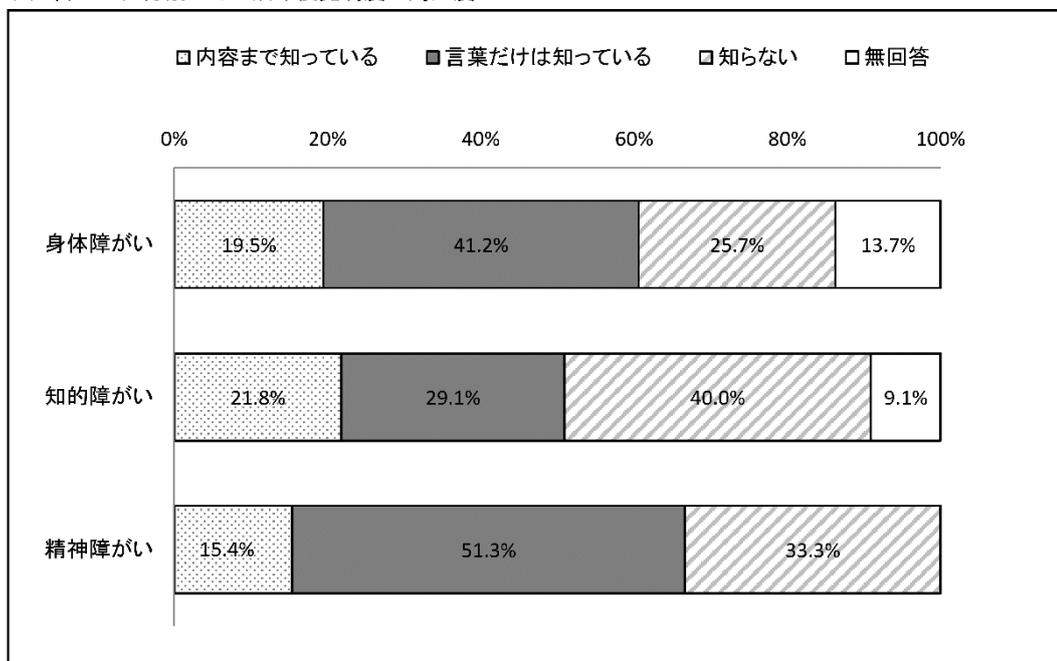
区 分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
内容まで知っている	62 (19.4%)
言葉だけは知っている	129 (40.3%)
知らない	93 (29.1%)
無回答	36 (11.3%)

図 成年後見制度の周知度



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみた成年後見制度の周知度



(7) 防災対策について

① 災害時にひとりで避難できるか

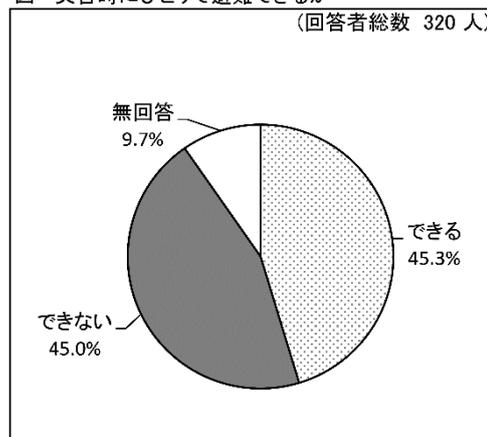
「できない」が45.0%

災害時にひとりで避難できるかについては、「できる」が45.3%、「できない」が45.0%となっています。

表 災害時にひとりで避難できるか

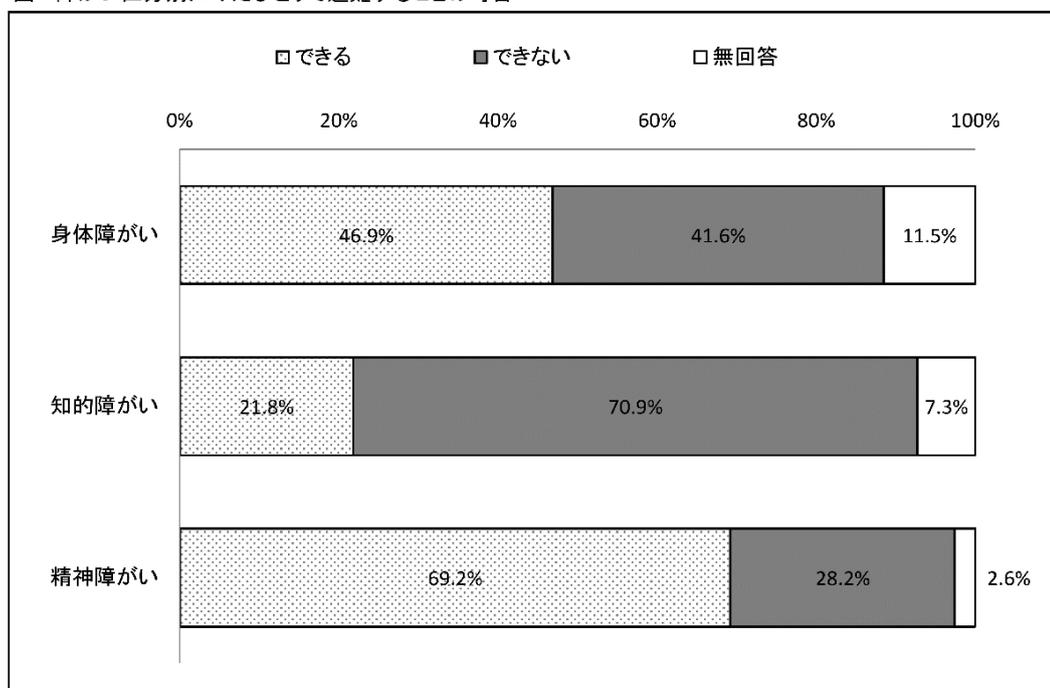
区 分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
できる	145 (45.3%)
できない	144 (45.0%)
無回答	31 (9.7%)

図 災害時にひとりで避難できるか



【障がい区分別】

図 障がい区分別にみたひとりで避難することの可否



(8) 障がい者のためのまちづくりについて

① 今後の重点施策

「年金、手当の充実」が最も多い

今後の重点施策については、「年金、手当の充実」が25.6%で最も多く、次に「建物や交通機関、道路など障がい者に配慮したまちづくりの推進」が20.0%、「相談体制や情報提供の充実」が18.8%となっています。

図 今後の重点施策(複数回答)

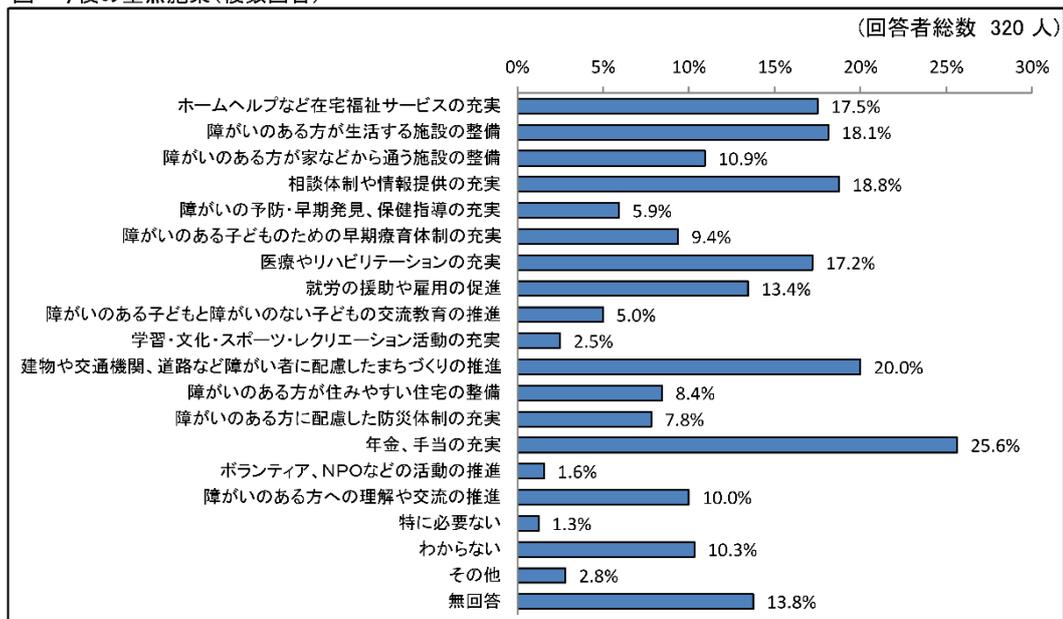


表 今後の重点施策(複数回答)

区分	人 (%)
回答者総数	320 (100%)
ホームヘルプなど在宅福祉サービスの充実	56 (17.5%)
障がいのある方が生活する施設の整備	58 (18.1%)
障がいのある方が家などから通う施設の整備	35 (10.9%)
相談体制や情報提供の充実	60 (18.8%)
障がいの予防・早期発見、保健指導の充実	19 (5.9%)
障がいのある子どものための早期療育体制の充実	30 (9.4%)
医療やリハビリテーションの充実	55 (17.2%)
就労の援助や雇用の促進	43 (13.4%)
障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流教育の推進	16 (5.0%)
学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	8 (2.5%)
建物や交通機関、道路など障がい者に配慮したまちづくりの推進	64 (20.0%)
障がいのある方が住みやすい住宅の整備	27 (8.4%)
障がいのある方に配慮した防災体制の充実	25 (7.8%)
年金、手当の充実	82 (25.6%)
ボランティア、NPOなどの活動の推進	5 (1.6%)
障がいのある方への理解や交流の推進	32 (10.0%)
特に必要ない	4 (1.3%)
わからない	33 (10.3%)
その他	9 (2.8%)
無回答	44 (13.8%)

第2章 越生町障がい者計画

第1節 計画の基本的考え方

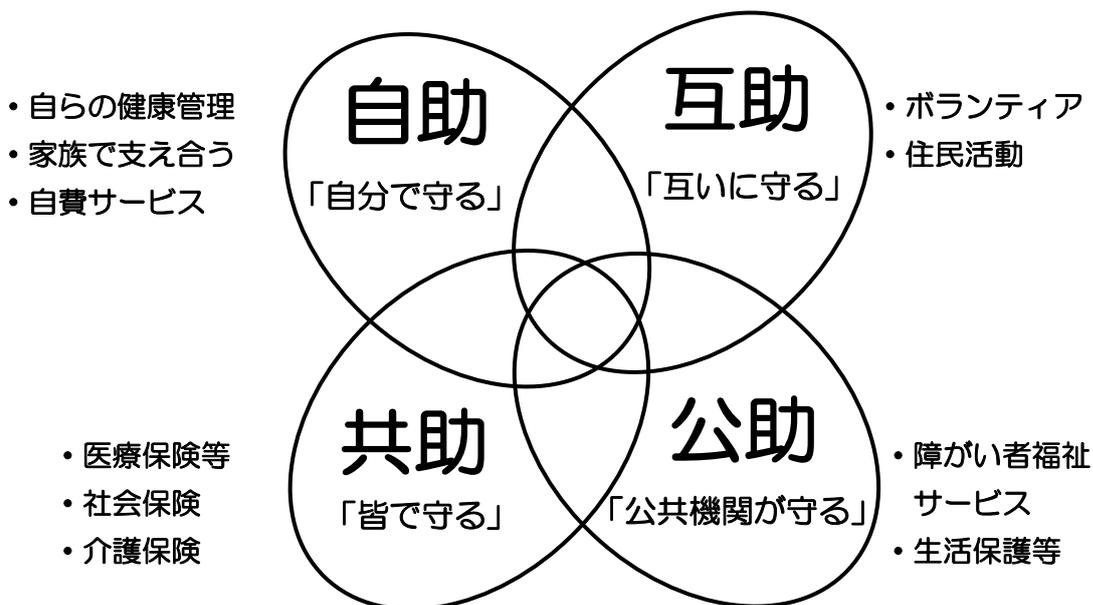
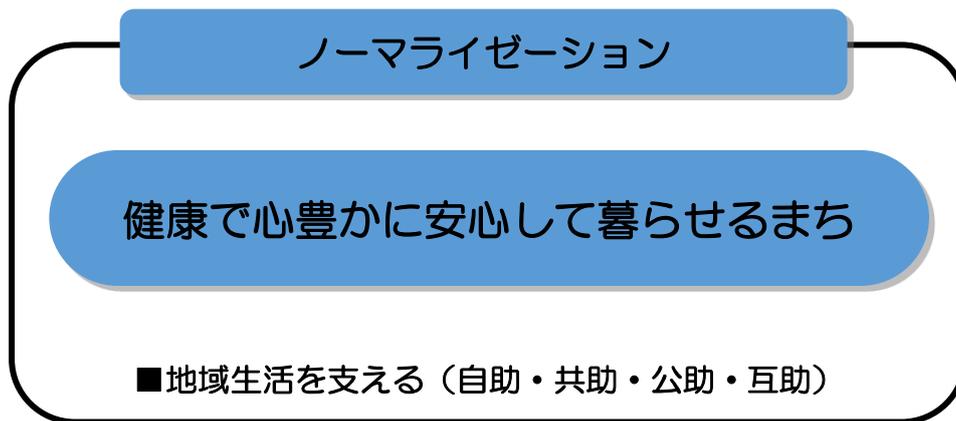
1 計画の基本理念

障がいのある方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟にかつ効果的に事業を実施し、障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、支え合いの社会をつくる必要があります。

このため、「第六次越生町長期総合計画」の福祉分野での施策の展開を踏まえ、本町がこれからの障がい者福祉施策を推進するために、

「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」

を基本理念とします。



2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を設定します。

(1) 障がいや障がいのある方に対する理解の深化

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう、ノーマライゼーションを確立するための啓発や福祉活動への参加を促進し、支え合いの社会づくりが必要です。

そのためには、障がいについての正しい知識を広め、障がいのある方に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育や様々な機会を通じての広報・啓発活動の推進に努めます。知識だけでなく実際に障がいのある方と交流することを通じて、障がいへの偏見や不安感を解消していくことも重要になってくることから、障がいのある方とない方が交流する機会の拡充を進めます。

また、町民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

(2) 福祉サービスの充実及び生活支援

障がいのある方を取りまく状況として、障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化などにより、必要とするサービスも多様化しています。障がいのある方が安心して地域生活を送るためには、障がいのある方の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の充実とケアマネジメント*体制の確立が必要です。また、地域生活が可能であるにもかかわらず長期間入所や入院している方が、地域に移行できるよう、障がい福祉サービスなどの充実に向けた支援を推進します。

障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスがいつでも受けられるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービス提供事業所とも連携し、サービスの質の向上及び基盤の拡充に努めます。また、障がいのある方の地域生活を支援するため、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等に応じ、地域生活支援事業等の充実を図ります。

これらの福祉サービスなどの情報が適切に伝わるよう、様々な媒体をとおして、積極的に情報提供を行います。

(3) 安全・安心の確保

障がいのある方はもとより、誰もが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザイン*の視点から住環境の整備・改善に努めます。

さらに、障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図ります。

(4) 保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、安心して地域の中で暮らせるよう支援していく必要があります。また、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。

そのため、障がいのある子どもたちやその家族に対する相談・援助体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努めます。

さらに、福祉、教育等の関係機関が連携し、ニーズに応じた支援を推進します。

また、障がいのある方の文化・スポーツ・レクリエーション活動など、生涯学習に対する支援を推進します。

(5) 自立への促進

仕事を持つということは、社会的・経済的に自立するための大きな条件と考えられます。また、働くことの喜びが生きがいにつながることもあります。

障がいの有無にかかわらず、就労の場を確保することが重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。

今後も、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労*も含め、障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めるとともに、工賃や賃金アップについてもサービス提供事業所における取組を支援します。

また、経済的な支援として、年金や各種手当等が適切に受給できるよう、引き続き制度の周知等に努めます。

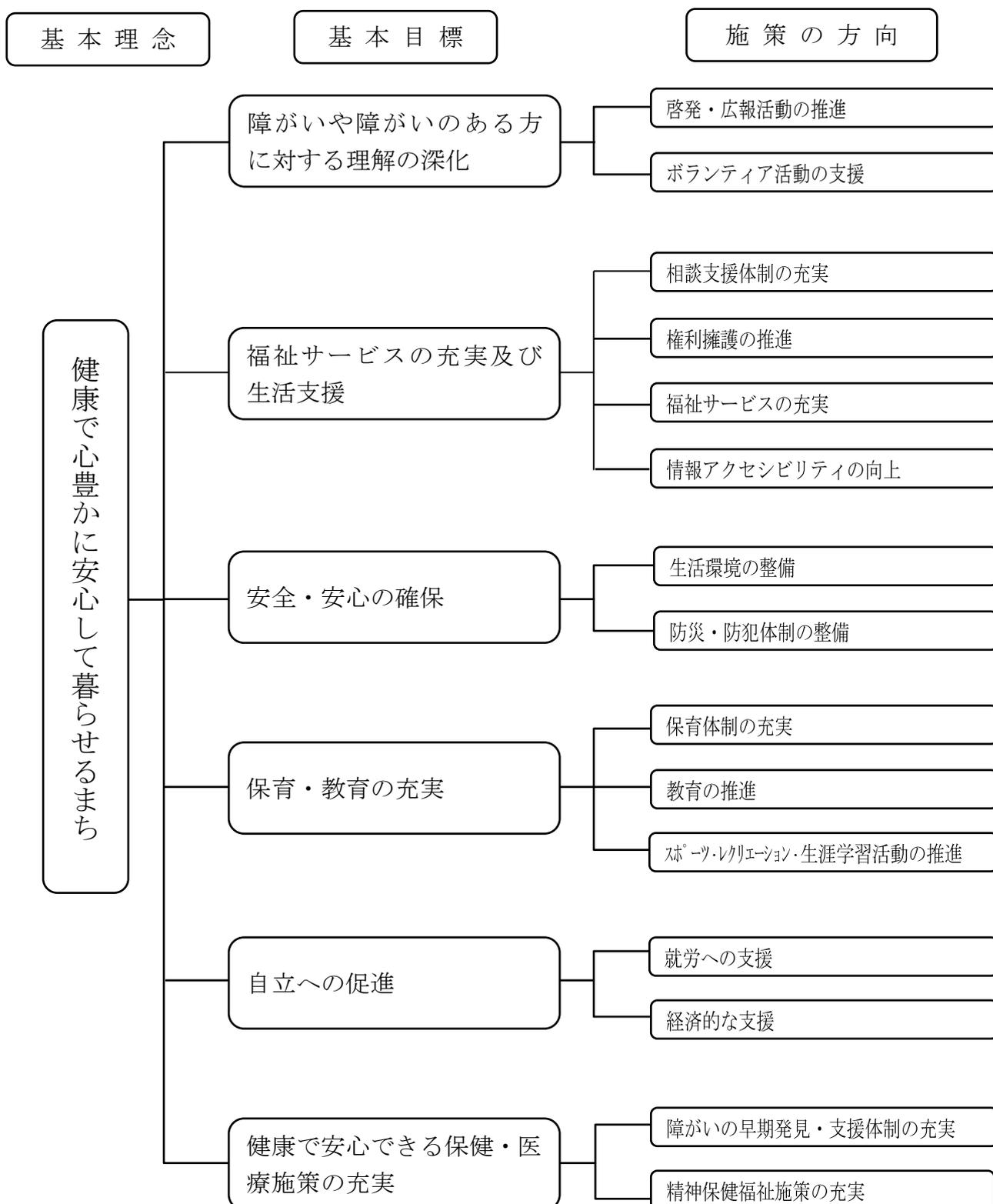
(6) 健康で安心できる保健・医療施策の充実

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見のため、妊産婦、乳幼児期からの健康相談や健康教育、健康診査等の充実に努めることが大切です。さらに、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病*予防対策として、健康診査、健康相談等を充実させる必要があります。

そのため、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、障がいのある方のニーズに応じて適切な支援が受けられるよう、総合的な支援体制を推進します。

精神保健については、現在、うつ病や自殺などが社会問題となっており、精神障がいのある方だけでなく、精神保健に課題を抱える方を含めた相談支援体制の充実に努める必要があります。「越生町いのちを支える自殺対策計画」を基本に、自殺対策推進のための具体的な取組を行っていきます。また、精神障がいのある方が地域で安心して生活が送れるよう、精神障がいや精神保健に課題を抱える方に対する理解の促進や啓発活動に努めていき、医療、保健、福祉関係者等と連携を図るなど、支援体制の構築や地域づくりの充実に努めます。

3 施策の体系



第2節 施策の展開

第7期越生町障がい者計画に示された個々の施策について評価を行いました。第8期越生町障がい者計画については、法改正の動向や今後の課題等を踏まえ各施策を推進します。

【成果の指標】

〔事業の成果〕

- A：期待を大きく上回る成果が得られた
- B：期待を上回る成果が得られた
- C：期待どおりの成果が得られた
- D：期待したほどの成果は得られなかった
- E：まったく成果が得られなかった

〔今後の方針〕

- A（拡 充）：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
- B（継 続）：現在の事業の枠組みを維持・改善しつつ継続すること
- C（見直し）：事業の縮小や統合、または他の施策や新たな施策で対応すること
- D（廃 止）：社会情勢等の変化等により事業を廃止すること

1 障がいや障がいのある方に対する理解の深化

【第7期計画の成果】

障がいに関する啓発・広報活動については、障害者週間を中心に広報紙やポスターの掲示等周知を行いました。また、令和3年度から、障害者週間*の趣旨を踏まえ、障がいのある方に作品発表の機会を提供し、芸術文化作品を社会に発信し自己表現する喜びを体験していただくことを目的とした「障がい者アート展 in おごせ」を里の駅おごせ（越生町観光センター）で開催しました。

社会福祉協議会においては、ボランティアの協力により「声の広報」を作成し、希望者に貸し出しました。小・中学校では福祉教育（車いす講習やガイドヘルプ講習など）を実施し、障がいのある方に対する理解促進に努めました。ボランティア活動については、「ボランティア入門講座」による人材育成を行いました。

	施策内容	成果	方針
1-(1) 啓発・広報活動の推進	①障害者週間の周知を図る	B	B
	②人権教育等による障がい及び障がいのある方に対する理解促進	D	B
	③地域の活動やまちづくりなどへの積極的な参加の推進	D	B
	④「声の広報」の作成	C	B
	⑤小・中学校等における福祉教育の充実	C	B
1-(2) ボランティア活動の支援	①ボランティアセンターだよりの充実	C	B
	②ボランティアの人材育成	C	B

【課題】

福祉ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少社会を背景として、公的な福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人が共に支えあうような地域づくり、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、障がいのある方もない方も安心して暮らしていける社会づくりがより一層重要なものとなってきています。令和4年度に実施した障がい福祉に関するアンケート調査では、共に生きる社会をつくるための条件について、「小さい頃から、障がいの有無にかかわらず普通にふれあうよう努める」と答えた方が30.0%で最も多くなっています。誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるよう、より一層、啓発・広報活動の推進や福祉教育の充実等に努める必要があります。

ボランティア活動については、活動人数が減少傾向にあることから、町民のボランティア活動への理解を深め、積極的な参加を推進し、ボランティア活動の自主的な組織づくりや人材育成等により、活動者を確保していく必要があります。

【施策の展開】

(1) 啓発・広報活動の推進

- 広報紙により、障がいに関する知識や情報を広め、また、障がいのことや障がいのある方に関心を持っていただくきっかけとして、「障害者週間」の周知を図ります。
- 人権教育の講演会や講座等の啓発活動をとおして、障がいのことや障がいのある方への理解の促進に努めます。
- 広報紙等により、町や地域の知識・教養・交流イベント・健康スポーツなどの情報を広め、地域の活動やまちづくりなどへの障がいのある方自身や家族、関係者の方の積極的な参加を推進します。
- 社会福祉協議会で実施している総合学習支援プログラムの充実や、小・中学校等における福祉教育の充実を支援します。
- ケアラー*に関する理解を促進するため、普及啓発活動を推進します。

(2) ボランティア活動の支援

- 広報紙「ボランティアセンターだより」のさらなる充実および啓発活動を支援します。
- ボランティア入門講座によりボランティアの人材育成を支援します。

2 福祉サービスの充実及び生活支援

【第7期計画の成果】

相談支援事業（障がいのある方の一般相談）については、入間西障害者基幹相談支援センター*に委託し、相談支援専門員による相談支援を実施しています。障がいのある方のみならず、複合的な支援を必要とする世帯については、地域包括支援センターや保健センター、子育て支援課等と連携を図り、支援を行いました。相談支援体制の充実・強化については、計画相談支援事業所の後方支援や人材育成の支援等の事業を入間西障害者基幹相談支援センターに委託し実施しています。障がい者相談会については、親亡き後や8050問題に対応するため、障害者手帳所持者で障がい福祉サービス未利用者の方を対象に相談会を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施することができませんでした。個別の相談については、サービスの利用につながるなど、関係機関と連携し支援を行いました。

権利擁護の推進については、広報や障がい福祉ガイドブックを通じて周知をし、障害者差別解消法については、広報掲載のほか、町職員新任職員を対象に研修を実施しました。成年後見制度については、「越生町成年後見センター」を社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の普及促進に努めました。

障がい福祉サービスや補装具、地域生活支援事業等については、障がいのある方や家族に対して情報提供を行い、個々のニーズに応じたサービス提供に努めました。

	施策内容	成果	方針
2-(1) 相談支援体制の充実	①身近に活用できる相談体制の充実	C	B
	②相談支援事業の充実	C	B
	③相談支援体制の充実・強化	C	B
	④障がい者相談会の充実	D	B
	⑤関係機関との連携	C	B
2-(2) 権利擁護の推進	①障害者虐待防止センターの周知・啓発及び関係機関との連携	C	B
	②成年後見制度利用支援事業及び法人後見事業の周知・啓発	C	B
	③成年後見センターの充実及び成年後見制度の普及促進	C	B
	④障害者差別解消法に関する周知・啓発	C	B
2-(3) 障がい福祉サービスの充実	①福祉サービスの周知	C	B
	②サービスの提供体制の充実	C	B
	③一時的な預かりサービス等の充実	B	B
	④グループホーム等の整備促進	C	B
2-(4) 補装具の支援の充実	①補装具の利用促進と支援体制の充実	C	B

2-(5) 地域生活支援事業 の充実	①外出支援の充実	C	B
	②日常生活用具の適切な給付や情報提供	C	B
	③コミュニケーション支援の実施	C	B
	④地域活動支援センター事業の充実	C	B

【課題】

障がいのある方のみならず、世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とする世帯（介護と育児に同時に直面する世帯や障がいのある方と要介護の親の世帯への支援など）が増えている状況にあるため、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことが必要となっています。障がい福祉に関する関係機関のみならず、地域包括支援センターや保健センター、子育て支援課、教育委員会などと連携を図り、総合的に支援できる相談支援体制を構築していく必要があります。

権利擁護の推進については、より一層の周知・啓発を図る必要があります。令和4年度に実施した障がい福祉に関するアンケート調査では、障がいに関する差別的な経験の有無について、30.0%の方が「ある」と回答しています。令和6年4月には、「障害者差別解消法」の改正により、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が民間事業者にも義務付けられます。こうした点を踏まえ、日常生活や社会生活における障がいのある方の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くため、啓発・広報の取組をさらに積極的に進めていく必要があります。成年後見制度については、令和2年度から「越生町成年後見センター」を社会福祉協議会に設置し、その普及促進に取り組んでいますが、費用負担や手続きの複雑さなどから、必要な方が十分利用しているとはいえない状況です。今後は、適切に利用するための制度の周知や制度を支える人材を確保するための市民後見人の養成などを進めていく必要があります。障がい者虐待については、虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応ができるよう普段から関係機関との連携を行っていくことが重要です。

生活支援については、令和4年に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら希望する地域生活支援を実現するための支援の充実に関する事項などが定められました。障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や地域生活の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を進めていく必要があります。このため、障がいのある方のニーズにあったサービスが利用できるよう事業所等と連携し、サービス提供体制の充実及び質の向上に努める必要があります。また、サービス提供事業所の確保・充実については、グループホームや共生型サービス*等の整備の促進を図るため、関連法人への働きかけに努める必要があります。

障がいのある方の情報アクセシビリティについては、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。視覚障がい等により、情報の入手が困難な方やコミュニケーションが困難な方について、障がい特性に応じ、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

【施策の展開】**(1) 相談支援体制の充実**

- 身近に相談できる民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び保健師や社会福祉士などにおける相談体制の充実を図ります。
- 入間西障害者基幹相談支援センターの周知や利用促進を図り、適切なサービス等につなげることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域の計画相談支援事業所に対する人材育成や指導助言など、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 町職員及び入間西障害者基幹相談支援センターによる障がい者相談会を実施します。
- 個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくため、関係機関との連携を図ります。

(2) 権利擁護の推進

- 越生町障害者虐待防止センターの周知・啓発を図るとともに虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
- 障がいのある方の権利擁護の推進を図るため、成年後見制度利用支援事業及び社会福祉協議会が実施する法人後見事業*や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の周知や支援を行います。
- 成年後見センターのさらなる充実により、成年後見制度のより一層の普及促進に努めます。
- 障害者差別解消法に関する周知・啓発については、広報などを活用して実施します。

(3) 福祉サービスの充実

- 福祉サービスについて、広報紙や町ホームページ、障がい福祉ガイドブックのほか、福祉サービス未利用者の方を対象にした、福祉サービスの説明会を開催し、障がいのある方や家族の方に対し情報提供を行い周知します。
- 障がいのある方のニーズにあったサービスを利用できるよう、サービス提供事業所等と連携し、サービスの提供体制の充実及び質の向上に努めます。
- 一時的な休息のための預かりサービスなどの充実を図り、介護している家族などを支援します。
- グループホームや共生型サービス等の整備の促進が図れるよう、関連法人などに働きかけます。
- 補装具*の給付や修理に関する情報の周知に努め、相談の充実と利用の促進を図ります。
- 移動支援事業等の利用促進を図るとともに、福祉タクシー利用券の交付や自動車燃料費の助成を継続し、外出支援を強化します。また、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費の補助も継続します。

- 日常生活用具の種目の充実と適切な給付に努めます。
- コミュニケーション支援を必要とする障がいのある方に対して、手話通訳者などを派遣し、活動の場の確保・充実に努めます。
- 地域活動支援センター*事業の拡充を図るとともに、事業内容の周知を行い、利用促進に努めます。

(4) 情報アクセシビリティの向上

- 町が発行する「広報おごせ」について、読みやすい紙面づくりに努めるとともに、「声の広報」を作成するなど、情報提供の充実に努めます。
- 町ホームページについて、障がいのある方が利用しやすくなるよう、ウェブアクセシビリティ*の向上に努めます。

3 安全・安心の確保

【第7期計画の成果】

生活環境の整備については、障がい福祉ガイドブックを通じて重度身体障害者居宅改善整備事業等の周知を行いました。

防災・防犯体制の整備については、避難行動要支援者の支援として、区長、民生委員・児童委員に協力をいただき、避難行動要支援者名簿*の更新を行いました。また、福祉避難所の体制整備のため、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成いたしました。地域の方々や関係機関との協力体制の充実については、民生委員・児童委員協議会定例会の地域の状況報告において、情報の共有や関係機関からの助言をいただくなど、協力体制を構築しました。

事業所等との協力体制の充実では、災害時における協定について、民間団体等と33の協定を締結しています。

日常生活での緊急事態に対応するための施策として、緊急通報システムやうめりん救急あんしんキットの利用促進に努めました。さらに、災害時や日常生活で困ったときに必要な支援や適切な医療を受けやすくするため、ヘルプカードやヘルプマーク等の配布を行いました。

	施策内容	成果	方針
3-(1)生活環境の整備	①住宅改修助成制度の実施と周知	C	B
	②住宅のバリアフリー化の推進	C	B
	③公共施設のバリアフリー化の推進	C	B
3-(2)防災・防犯体制の整備	①避難行動要支援者制度の周知・登録者の拡大	C	B
	②避難行動要支援者への支援体制の充実	C	B
	③福祉避難所の体制整備	C	B
	④緊急通報システムやファックス110番等の利用促進	C	B
	⑤地域の方々や関係機関との協力体制の充実	C	B
	⑥事業所等との協力体制の充実	C	B
	⑦ヘルプカード・ヘルプマークの利用促進	C	B

【課題】

今後も、障がいのある方はもとより誰もが安全に安心して生活し、社会参加ができるよう住宅から交通機関に至るまで連続したバリアフリー*環境の整備が必要です。令和5年3月には、「埼玉県福祉のまちづくり条例」が改正され、高齢者、障がい者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、同年11月から埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）が開始されました。今後、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進するため、町民への周知を図っていく必要があります。

災害については、近年台風などで甚大な被害が出ている地域もあり、令和4年度に実施した障がい福祉に関するアンケート調査では、災害時の避難について、45.0%の方が「ひとりで避難できない」と回答しています。避難行動要支援者制度の周知や登録の促進、福祉避難所の体制整備など、障がい者に対する防災体制を推進していく必要があります。

また、日常生活での緊急事態における不安を解消するため、緊急通報システムやヘルプカード、ヘルプマークの利用促進に努める必要があります。

【施策の展開】

（1）生活環境の整備

- 重度身体障害者居宅改善整備事業及び個人住宅等リフォーム補助事業の活用により、障がいのある方の生活に適応した住宅改修に対して、助成を行うとともに、制度の周知に努めます。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、障がいのある方が安全に、また、快適に利用できるよう、引き続き公共施設のバリアフリー整備を進めます。
- 「車椅子使用者駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進するため、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知啓発を図ります。

（2）防災・防犯体制の整備

- 越生町地域防災計画に基づき、各地区の自主防災組織や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、災害発生時に備え、避難行動要支援者制度の周知を行い、登録者数の拡大を図ります。
- 避難行動要支援者制度に登録された方の個別支援計画*を作成し、支援体制の充実を図ります。
- 訓練や研修の実施など、福祉避難所の更なる体制整備に努めます。
- 障がいのある方が、緊急時に対応できるよう、登録型メール配信サービスやSNS（LINE等）の利用促進に努めます。また、NET119緊急通報システム*や、ファックス110番*、メール110番*、110番アプリシステム*などの周知を行い、緊急連絡体制の充実を図ります。

- 犯罪や事故等に対する障がいのある方の安全を確保するため、民生委員・児童委員をはじめ地域の方々や関係機関との協力体制を築きます。
- 障がいのある方が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、今後も事業所などと防災及び防犯に関する協定を締結し、協力体制を充実させるとともに連携を強化します。
- 日常生活の緊急事態における不安を解消するため、緊急通報システムやヘルプカード、ヘルプマークの利用促進に努めます。

4 保育・教育の充実

【第7期計画の成果】

保育士や学童の支援員については、発達障害に関する研修に参加し、専門的知識の向上に努めました。また、障がいの早期発見・早期対応のための支援として、町内5か所の保育所等に巡回支援専門員整備事業を実施しました。保育所等の体制整備では、障がいのある子どもを受け入れるため、保育士や看護師等の加配を行いました。

教育の推進では、インクルーシブ教育システム*の理念に基づく教育の実現を目指し、児童・生徒一人ひとりの障がいや特性に応じた教育の充実に向け、小・中学校における特別支援学級と通常学級の効果的な交流を積極的に行い、支援籍*の普及・啓発に努めました。教職員については、県が主催する研修に積極的に参加し、各校の特別支援コーディネーターを中心に、児童生徒への指導や教室の環境等に配慮しました。未就学児の就学先については、教育委員会が保護者との面談を行い、学校の見学や体験学習に同行しました。就学委員会では、未就学児や保護者の意向、専門家の意見を踏まえ適切な就学先を決定しました。学校施設については、障がいの状態や発達の特性に応じ、環境整備に努めました。

スポーツ活動の推進では、埼玉県障害者スポーツ協会が主催する彩の国ふれあいピックについて、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止になるなど、不参加となりました。芸術文化活動については、令和3年度から、障がいのある方に作品発表の機会を提供し、芸術文化作品を社会に発信し自己表現する喜びを体験していただくことを目的とした「障がい者アート展 in おごせ」を里の駅おごせ（越生町観光センター）で開催しました。

	施策内容	成果	方針
4-(1) 保育体制の充実	①保育従事者の専門的知識及び技術の向上	C	B
	②障がいの早期発見・早期対応のための支援	B	B
	③保育所や学童保育室の体制整備	B	B
4-(2) 教育の推進	①小・中学校での交流や支援籍の普及	B	B
	②教職員の研修の充実	C	B
	③校内就学支援委員会等と保護者との連携強化	B	B
	④学校施設の改善・整備	B	B
	⑤心身障がい児通園（学）奨励費制度の周知と適切な給付	C	B
4-(3) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の推進	①障がいのある方へのスポーツ振興	D	B
	②イベント等の環境整備や内容等の充実	B	B
	③障がい者スポーツを通じた交流の推進	D	B

【課題】

障がいのある子どもたちが、安心して地域の中で暮らしていけるようライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していくことが重要です。保育従事者等の専門的知識及び技術の向上を目指し、巡回支援専門員整備事業についても引き続き実施していく必要があります。

教育の推進については、支援籍の普及・啓発に努め、障がいの状態や特性等に応じた配慮が引き続き必要となります。

令和3年9月には「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を支援していくため、保育所や学校等における支援体制の整備等に努める必要があります。

スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進については、今後も障がいのある方がスポーツや文化活動を楽しみ、多くの人々とふれあう機会を提供するなど、生涯学習活動の推進に努める必要があります。

【施策の展開】**(1) 保育体制の充実**

- 保育従事者等の専門的知識及び技術の向上を目指した研修への積極的な参加を図ります。
- 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等へ巡回支援を実施し、施設職員や障がいのある子どもの保護者に対し、発達が気になる子どもの支援についての助言や指導を実施します。
- 障がいのある子どもや保護者が安心して利用ができるよう、保育所や学童保育室等における受け入れ体制の整備や子育て支援の充実を図ります。

(2) 教育の推進

- 小・中学校における交流及び共同学習の充実や支援籍の普及、啓発を図ります。
- 障がいの内容や程度に応じた適切な指導を行うため、教職員のさらなる研修の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが適切な教育が受けられるよう、校内就学支援委員会や町の就学支援委員会と保護者との適切な連携を図ります。
- 障がいの状態や発達の特性に応じた対応ができるよう、学校における受け入れ体制の整備に努めます。
- 特別支援学校等に通学等している子どもがいる世帯に、心身障がい児通園（学）奨励費制度を周知し、適切な給付が確保されるよう努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の推進

- 埼玉県障害者スポーツ協会などと連携を図りながら、障がいのある方のスポーツの振興を図ります。

- 障がいのある方がレクリエーションや芸術文化活動等を楽しめるよう、イベントなどに参加しやすい会場設定や講座・教室の内容等の充実に努めます。
- 障がい者スポーツの普及啓発に努め、障がいのある方への理解を促進し、障がいのない方との交流を推進します。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、大活字本等の充実に努めるとともに、県立図書館等のサービスを周知し、障がいのある方の利用を促進します。

5 自立への促進

【第7期計画の成果】

就労を希望する障がいのある方に対し、入間西障害者就労支援センター*を紹介したほか、特別支援学校在学中から卒業後の進路について、入間西障害者就労支援センター等の関係機関と連携して支援を行いました。また、障がいのある方の自立と社会参加及び社会復帰の場として、地域活動支援センターの運営支援を行いました。

障がいのある方の多様な就業の機会を確保するため、町内の障がい者施設からお菓子などの物品を優先的に調達しました。

経済的な支援については、障がいのある方が年金・各種手当を適切に受給できるよう、情報提供や相談、申請支援を行いました。重度心身障害者医療費支給事業の現物給付化については、令和4年10月から越生・毛呂山町内の指定医療機関から埼玉県内の指定医療機関に拡大しました。

	施策内容	成果	方針
5-(1) 就労への支援	①労働行政機関や教育機関との連携強化	C	B
	②地域活動支援センターなどの運営支援	C	B
	③入間西障害者就労支援センターの周知 ・利用拡大	C	B
	④事業者の障害者雇用率の向上や受け入れ体制整備の促進	C	B
	⑤障害者優先調達の推進	C	B
5-(2) 経済的な支援	①各種手当等に関する相談の充実及び制度の周知	C	B
	②グループホーム入居者への家賃補助	C	B
	③重度心身障害者医療費支給事業や自立支援医療制度の周知	C	B
	④重度心身障害者医療費の現物給付化の継続	B	B

【課題】

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、令和6年4月から法定雇用率が段階的に引き上げとなり、また、法定雇用率の算定基礎の対象となる範囲が拡大されることから、障がいのある方が自ら望む地域生活を送れるよう、就労への支援体制や就労先の確保が必要不可欠となります。関係機関と連携し、障がいのある方への支援や事業主への理解促進を図っていく必要があります。

経済的な支援については、年金や各種手当が適切に受給できるよう、引き続き相談及び制度の周知に努める必要があります。また、重度心身障害者医療費支給事業や自立支援医療制度*など、各種医療制度の周知と利用促進に努める必要があります。

【施策の展開】

（1）就労への支援

- 就労を希望する障がいのある方への支援が的確に行えるよう、ハローワーク等の労働行政機関や特別支援学校等の教育機関、障がい福祉サービス提供事業所等との連携を図ります。
- 障がいのある方の自立と社会参加及び社会復帰の場として、地域活動支援センターの運営を支援します。
- 総合的に就労に関する支援を行う入間西障害者就労支援センターの周知及び利用者の拡大を進めます。
- 毎年9月の「障害者雇用月間」を中心に雇用率の向上や事業者側の障がいのある方の受け入れ体制の整備を各機関と連携して推進します。
- 障がいのある方の多様な就業の機会を確保するため、障がい者就労施設等が提供する物品等を優先的に購入するように努めます。

（2）経済的な支援

- 障害年金や在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当等について、適切に申請がなされるよう、相談及び制度の周知に努めます。
- グループホームの入居者に対しては家賃補助を行い、入居者の金銭的負担軽減を図ります。
- 重度心身障害者医療費支給事業や自立支援医療制度の周知徹底に努めます。
- 埼玉県内の指定医療機関における、重度心身障害者医療費の現物給付化を継続します。

6 健康で安心できる保健・医療施策の充実

【第7期計画の成果】

健康診査等については、腎糖重症化予防教室をはじめとした健康長寿講座や栄養相談、乳幼児に関しては乳幼児健康診査、こどもの発育相談を保健センターで実施しました。必要に応じて医療機関などの関係機関と連携を図り、福祉サービスの利用を検討しました。

精神保健福祉施策については、精神障がいのある方の地域での社会復帰を支援する事業として月に2回「ソーシャルクラブ（社会復帰相談指導事業）」を実施しました。また、精神障がいに関する啓発の推進として、講演会やゲートキーパー養成講座を行いました。精神障がいをお持ちの方や介助者等の支援については、相談内容に応じて関係機関と連携し、支援を行いました。

	施策内容	成果	方針
6-(1) 障がいの早期発見・支援体制の充実	①健康診査・健康相談等の充実	B	B
	②保護者への相談支援体制の強化	C	B
	③相談・治療・福祉サービスの提供等の支援	C	B
6-(2) 精神保健福祉施策の充実	①精神保健事業等の充実	C	B
	②医療機関等との連携	C	B
	③精神障がいに関する啓発の推進	C	B
	④介助者負担軽減のための在宅サービスの充実及び事業所との連携	C	B

【課題】

疾病の予防や早期発見のため、引き続き健康診査や、健康づくり事業等の推進を図り、自身の健康に対する意識を高めることが重要となります。

近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数や自立支援医療（精神通院医療）の受給者が増加傾向にあります。また、精神障がいのある方の社会的入院が問題となっています。令和4年12月には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」が改正され、令和6年4月からは、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がいのある方のほか精神保健に課題を抱える方も対象となります。また、精神障がいのある方等に対する包括的な支援体制の確保が明確化されることから、今後、精神障がいのある方や精神保健に課題を抱える方が地域で安心して暮らしていけるような支援体制や地域づくりが必要となります。

【施策の展開】

(1) 障がいの早期発見・支援体制の充実

- 生活習慣病予防対策や母子保健の推進として、健康診査や健康づくり事業、乳幼児健康診査、発育相談等の充実に努め、障がいの早期発見につなげます。
- 障がいのある方の介助者の心のケアのため、関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図ります。
- 医療機関や関係機関と連携し、相談、治療、福祉サービスが効果的に行われるよう、適切な支援をします。

(2) 精神保健福祉施策の推進

- 精神障がいのある方等が活用できる、精神保健事業の充実に努めるとともに、相談や訪問等を推進し、積極的に利用できる保健福祉サービスの拡大を図ります。
- 精神障がいのある方等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療、保健、福祉関係者等との連携に努めます。
- 精神障がいのある方や精神保健に課題を抱える方への理解を深めるため、講演会やボランティアの育成を支援し、啓発活動を推進します。
- 介助者の負担軽減や緊急時に備え、ヘルパー事業、短期入所などの在宅サービスの充実に努めるとともに事業所との連携を図ります。

第3章 越生町障がい福祉計画
越生町障がい児福祉計画

第1節 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画は、上位計画の第7期越生町障がい者計画の基本理念である「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念とするものです。

2 計画の基本方針

本計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」により、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、策定するものです。

本町においては、次の7項目を基本方針とします。

(1) 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害福祉サービスの対象となっている身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者並びに難病患者等の18歳以上の者、並びに障がい児のサービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等について、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるよう推進します。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、入所施設や病院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら包括的な支援体制の推進に取り組みます。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども及びその家族が身近な地域で早期に適切な支援を受けることができるよう、障害児通所支援や障害児相談支援などの支援体制の充実に努めます。また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がいのある子どもが障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

医療的ケア児については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を有する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

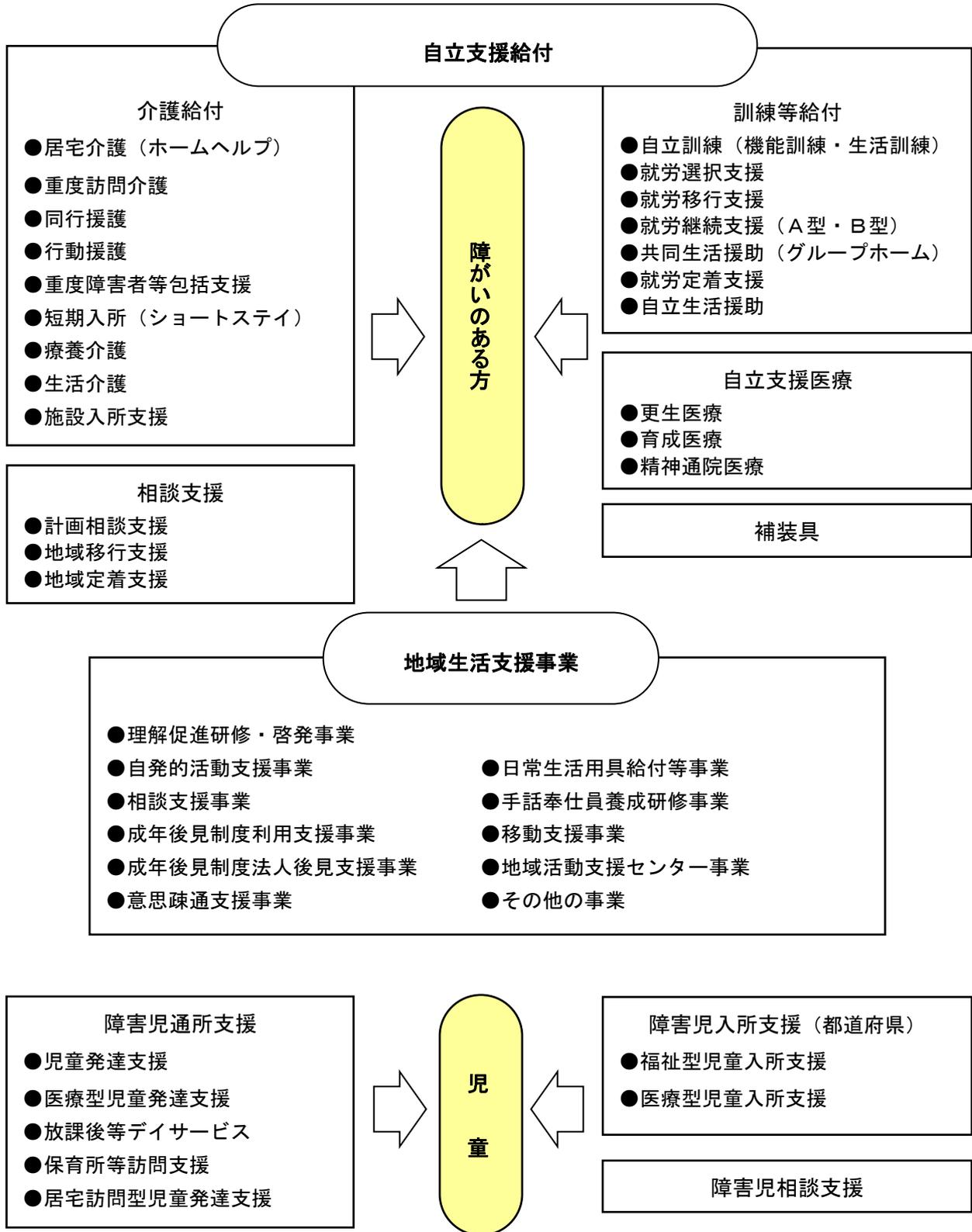
障がいのある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保に併せ、それを担う人材の確保・定着が必要です。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報などに努めます。

(7) 障がいのある方の社会参加を支える取組定着

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある方が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある方の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス



第3節 令和8年度の数値目標

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方が、自立訓練事業等のサービスを利用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活を送れるようになることを目指し、令和8年度末における地域生活へ移行する者の数値目標を設定します。施設入所者の削減数については、県では数値目標を設定しないこととしており、本町でも同様とします。

(本町の数値目標)

項目	数値
令和4年度末の施設入所者数(A)	12人
令和8年度末の施設入所者数(B)	11人
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移行者数(C)	1人
地域生活移行率(C/A)	8.3%

<国の基本指針>

- ・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

<埼玉県的基本的考え方>

- ・地域生活移行者数は国と同様6%以上とするが、障がい者施設入所者の削減目標は設定しない。

(設定しない理由)

県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどにより地域生活が困難な者が多数入所待ちしている状況である。

(2) 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着が可能となるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進することを目標とします。

精神病床における、退院後1年以内の地域における平均生活日数、長期入院患者数及び早期退院率については、県で目標値を設定します。

(本町の活動指標)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	6人	6人	6人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	9人	10人	11人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	2人	2人	2人

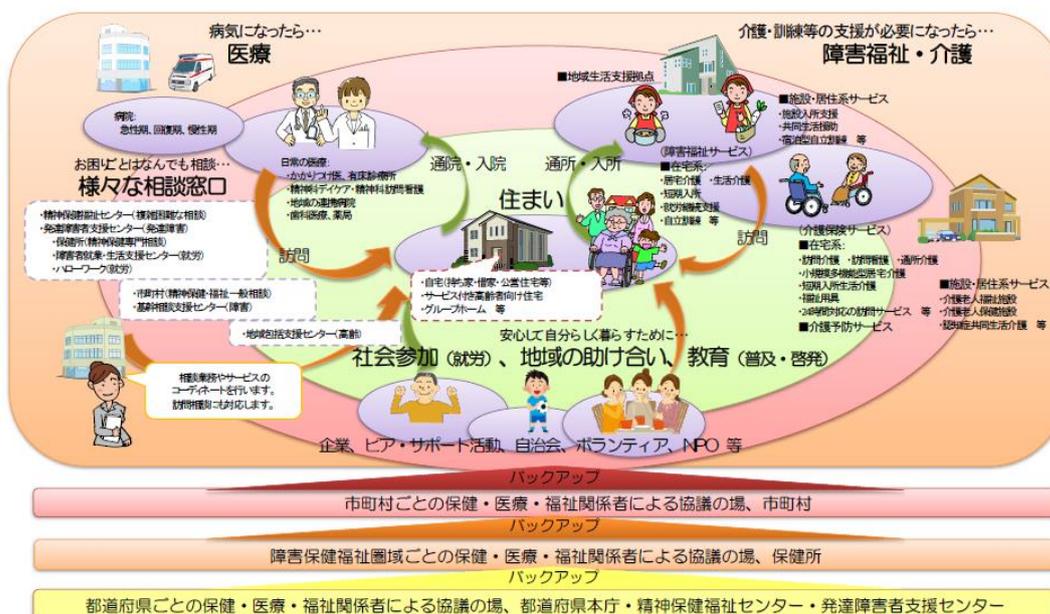
<国の基本指針>

- ・平均生活日数に関する令和8年度における目標値は、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・令和8年度末の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。

<埼玉県の基本的な考え方>

- ・国基本指針のとおり

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



出典：平成30年6月 厚生労働省

『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き』

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある方の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実を図るとともに、運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障がいを有する方の支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

(本町の数値目標)

項目	目標
【目標値】 地域生活支援拠点等における支援体制の構築	令和8年度までに支援体制を構築
【目標値】 運用状況の検証及び検討	年1回以上実施
【目標値】 強度行動障がいを有する方に関する支援体制の整備	令和8年度までに支援体制を整備

(本町の活動指標)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置数	0か所	0か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

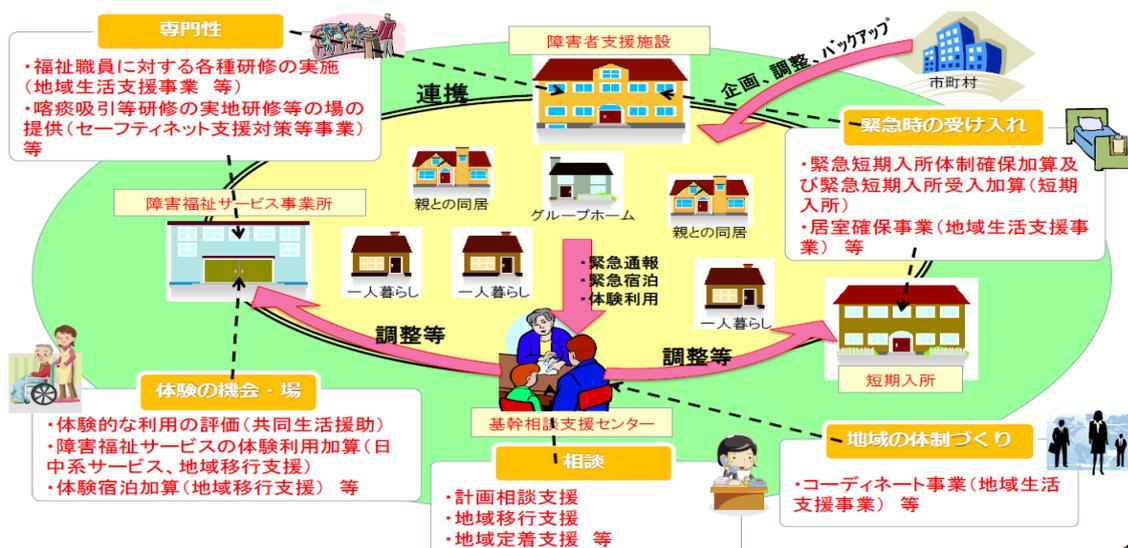
＜国の基本指針＞

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障がい等を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

＜埼玉県の基本的考え方＞

- ・国基本指針のとおり

地域生活支援拠点の整備例（面的整備型）



出典：平成30年度 厚生労働省

『地域生活支援拠点整備・促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議』

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。なお、就労移行支援事業所における就労移行率、就労定着支援事業所における就労定着率に関する数値目標については、町内に事業所がないため、設定しません。

(本町の数値目標)

項 目	数 値
令和3年度の年間一般就労移行者数	4人
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 (目標：令和3年度実績の1.28倍以上)	8人
令和3年度の就労移行支援における一般就労移行者数	4人
【目標値】 令和8年度の就労移行支援における一般就労移行者数 (目標：令和3年度実績の1.31倍以上)	6人
令和3年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数	0人
【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数 (目標：令和3年度実績の1.29倍以上)	1人
令和3年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数	0人
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数 (目標：令和3年度実績の1.28倍以上)	1人
令和3年度の就労定着支援の利用者数	3人
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援の利用者数 (目標：令和3年度実績の1.41倍以上)	5人

＜国の基本指針＞

- ・令和8年度の一般就労への移行実績については、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労移行支援における一般就労移行者数は、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数は、令和3年度実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数は、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労定着支援の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援による一般就労移行者数が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

＜埼玉県の基本的考え方＞

- ・国基本指針のとおり

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や、医療的ケア児のニーズに対応するため、障がい児支援の提供体制の整備等を目標とします。

(本町の数値目標)

項 目	目 標
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所設置済み
【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度までに推進体制を構築
【目標値】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度までに1か所以上確保 （単独又は圏域）
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	令和8年度までに協議の場を設置 （単独又は圏域）
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度までに配置 （単独又は圏域）

＜国の基本指針＞

- ・令和8年度末までに児童発達支援センター*を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

＜埼玉県の基本的考え方＞

- ・国基本指針のとおり

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

(本町の数値目標)

項目	目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	1か所設置済み
【目標値】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための協議会の体制確保	令和8年度までに体制確保

(本町の活動指標)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		6件	6件	6件
相談支援事業者の人材育成の支援件数		1件	1件	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数		18回	18回	18回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		0人	0人	0人
協議会における事例検討	実施回数	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	11人	11人	11人

協議会の専門部会	設置数	2部会	2部会	2部会
	実施回数	4回	4回	4回

<国の基本指針>

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが基本指針別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
- ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、基本指針別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

<埼玉県の基本的考え方>

- ・国基本指針のとおり

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念の目標を果たすためには、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービスの提供を行うことが重要です。そのため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に向けた取組を行います。

(本町の数値目標)

項目	目標
【目標値】 障害福祉サービス等の質向上のための体制構築	令和8年度までに体制構築

(本町の活動指標)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

<国の基本指針>

- ・県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ・利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<埼玉県の基本的考え方>

- ・国基本指針のとおり

第4節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量

① 訪問系サービス

a 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴や排せつ、食事の介護など自宅での生活全般にわたる介護を行います。

b 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がい者で、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時における移動支援までを総合的に行います。

c 同行援護

重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行して移動の援護や支援を行います。

d 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動する際に生じる危険を回避するための援護など、外出時の移動支援を行います。

e 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に居宅介護などの複数の福祉サービスを組み合わせる形で包括的に支援を行います。

表1 訪問系サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	12人	12人	12人
	必要見込量	264時間	264時間	264時間
重度訪問介護	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0時間	0時間	0時間
同行援護	利用者数	3人	3人	3人
	必要見込量	30時間	30時間	30時間
行動援護	利用者数	1人	1人	1人
	必要見込量	20時間	20時間	20時間
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0時間	0時間	0時間

※「利用者数」＝「月間の利用者数」

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用時間数」

② 日中活動系サービス

a 生活介護

主に昼間、障がい者支援施設などにおいて入浴、排せつ及び食事の介護や創作活動、または生産活動の機会の提供、その他身体機能及び生活能力の向上のために必要な支援を行います。

b 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

c 就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

d 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、生産活動、職場体験、その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

e 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などに就労することが困難な方に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

f 就労定着支援

企業・自宅等への訪問や障がいのある方の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

g 療養介護

主に昼間、医療機関において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスを提供します。

h 短期入所（ショートステイ）

介護する方の疾病などにより、短期間、障がい者支援施設、児童福祉施設等で、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

表2 日中活動系サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	26人	26人	26人
	必要見込量	520人日分	520人日分	520人日分
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	2人	2人	2人
	必要見込量	40人日分	40人日分	40人日分
就労選択支援	利用者数	—	2人	2人
就労移行支援	利用者数	4人	5人	6人
	必要見込量	80人日分	100人日分	120人日分
就労継続支援 (A型)	利用者数	1人	1人	1人
	必要見込量	20人日分	20人日分	20人日分
就労継続支援 (B型)	利用者数	32人	33人	34人
	必要見込量	640人日分	660人日分	680人日分
就労定着支援	利用者数	3人	4人	5人
療養介護	利用者数	4人	4人	4人
短期入所 (福祉型)	利用者数	3人	3人	3人
	必要見込量	6人日分	6人日分	6人日分
短期入所 (医療型)	利用者数	1人	1人	1人
	必要見込量	2人日分	2人日分	2人日分

※「利用者数」＝「月間の利用者数」

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

③ 居住系サービス

a 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した方などに対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

b 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

c 施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対し、主に夜間、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

表3 居住系サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	必要見込量	0人	0人	1人
共同生活援助	必要見込量	30人	31人	32人
施設入所支援	必要見込量	12人	12人	11人

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

④ 相談支援サービス

a 計画相談支援

障がいのある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス等利用計画書の作成、サービス事業者との調整、モニタリング等の支援をケアマネジメントにより支援を行います。

b 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保などの入居支援や新たな生活の準備等のため外出への同行支援についてなど必要な支援を行います。

c 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による、支援を受けられない障がいのある方の24時間緊急時における、連絡体制の確保、訪問、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

表4 相談支援サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	必要見込量	72人	72人	72人
地域移行支援	必要見込量	0人	0人	1人
地域定着支援	必要見込量	0人	0人	1人

※「必要見込量」＝「年間の利用者数」

第5節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより、障がいのある方などの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行います。

表5 理解促進研修・啓発事業の見込量

【必要見込量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組（ピアサポート*・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動支援・ボランティア）を支援します。

表6 自発的活動支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	—	—	—

(3) 相談支援事業

障がいのある方の相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な支援を行います。

表7 相談支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある方の権利を守ります。

表8 成年後見制度利用支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

表9 成年後見制度法人後見支援事業の見込量**【必要見込量】**

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—

(6) 意思疎通支援事業

聴覚又は音声・言語機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

表10 意思疎通支援事業の見込量**【必要見込量】**

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	2人	2人	2人
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活の困難を改善し、自立及び社会参加を支援するために日常生活用具の給付などを行います。

表 11 日常生活用具給付等事業の見込量

【必要見込量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	330件	330件	330件
介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	2件	2件	2件
排せつ管理支援用具	324件	324件	324件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

表 12 手話奉仕員養成研修事業の見込量

【必要見込量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	0人

※養成講習終了見込み者数（登録見込み者数）

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

表 13 移動支援事業の見込量**【必要見込量】**

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	6人	6人	6人
	延べ利用時間数	620時間	620時間	620時間

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方に創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

表 14 地域活動支援センター事業の見込量**【必要見込量】**

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 (町外)	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	5人	5人	5人

(11) その他の事業

・巡回支援専門員整備事業

発達障がいなどに関する知識を有する専門員が保育所等に訪問し、保育士や保護者などに対して発達が気になる子どもへの支援について助言などを行う事業

・訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある方に、訪問により入浴サービスを提供する事業

・日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行う事業

表 15 その他の事業の見込量

【必要見込量】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	実施か所数	5か所	5か所	5か所
	実施回数	9回	9回	9回
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1人	1人	1人
	実利用日数	48日	48日	48日
日中一時支援事業	実利用者数	4人	4人	4人
	実利用日数	210日	210日	210日

・自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある方に対して、自動車運転免許取得にかかる費用を補助する事業

・自動車改造費補助事業

身体障がいのある方に対して、自動車改造にかかる費用を補助する事業

・福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障がいのある方に、タクシー券を交付し、タクシー料金を助成する事業

・重度心身障がい者自動車等燃料費補助事業

重度の障がいのある方に、自動車などの燃料費の一部を助成する事業

・認知症高齢者等SOSネットワーク事業

高次脳機能障がいの方などが、行方不明になった場合、早期に発見できるように関係機関との連絡体制を構築する事業

第6節 障がい児支援の見込量

① 障害児通所支援

a 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における、基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、必要な支援を行います。

b 医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における、基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体の状態により、治療も行います。

c 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休業日などに行う、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。

d 保育所等訪問支援

児童指導員等が保育所などに訪問し、障がい児が集団生活を営む施設での、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

e 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

表 16 障害児通所支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	6人	6人	6人
	必要見込量	54人日分	54人日分	54人日分
医療型 児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等 デイサービス	利用者数	23人	24人	25人
	必要見込量	276人日分	288人日分	300人日分
保育所等 訪問支援	利用者数	0人	0人	1人
	必要見込量	0人日分	0人日分	2人日分
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0人日分	0人日分	0人日分

※「利用者数」＝「月間の利用者数」

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

② 障害児相談支援

a 障害児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス等利用計画書の作成、サービス事業者との調整、モニタリング等の支援をケアマネジメントにより行います。

表 17 障害児相談支援の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	必要見込量	15人	15人	15人

※「必要見込量」＝「年間の利用者数」

③ 障害児入所支援（都道府県）

a 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

④ その他の支援

a ペアレントトレーニング*等の支援プログラムへの受講支援及びペアレントメンター*の確保

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム*やペアレントトレーニング等の発達障がい児（者）等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

表 18 発達障がい児（者）等及びその家族等に対する支援体制の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	必要見込量	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	必要見込量	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	必要見込量	0人	0人	0人

第4章 計画の推進

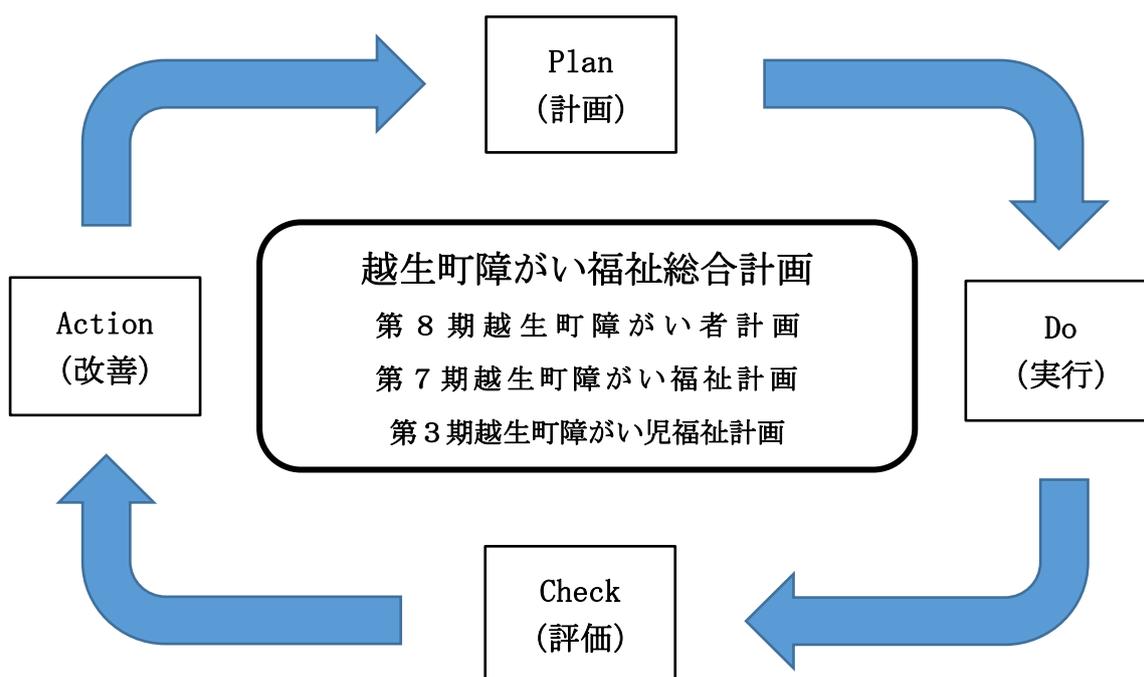
第1節 計画の推進体制と点検・評価

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」の実現を目指し、庁内関係各課及び関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、住民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

2 点検・評価

本計画は、各種施策の進捗状況等を毎年点検し、越生町障がい者計画等推進委員会にて評価を行います。計画（Plan）の目的を達成するために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



關 連 資 料

1 越生町障がい者計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者福祉の向上のための施策を総合的に検討し、障がい者福祉施策の推進を図るため、越生町障がい者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

- (1) 障がい者計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (3) その他、障がい者福祉施策の推進のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健及び医療の関係者
- (3) 町民の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月1日から施行する。

2 越生町障がい者計画等推進委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	団体名・役職名等	備 考
識見を有する者	木村 好美 (~R5.7.31)	越生町議会 文教福祉常任委員会 委員長	委員長
	島野 美佳子 (R5.8.1~)		
福祉、保健及び 医療の関係者	福田 直子	社会福祉法人かえで 第2おごせ福祉作業 所 施設長	副委員長
	市川 正之	医療法人深緑会 市川医院 院長	
	山下 三郎	株式会社児童デイサービスほっと 代表取 締役	
	坂口 淳	越生町社会福祉協議会 事務局次長	
	伊得 康子	越生町民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会 部会長	
町民の代表	松村 由美子	越生町身体障害者福社会 監事	
	小峰 美重	障がい者の家族	
	関 昌 子	障がい者の家族	
	渡 邊 静子	越生町赤十字奉仕団 委員長	
	関 根 芳枝	ボランティア団体「越生町手話サークル」	

※任期：委嘱の日から令和6年3月31日まで

3 越生町障がい者計画等庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者福祉の向上のための施策を総合的に検討し、障がい者福祉施策の推進を図るため、越生町障がい者計画等庁内推進委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (3) その他、障がい者福祉施策の推進のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、庁内委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は別表2に掲げる職にある者をもって充て、町長が任命する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選により定め、部会を総理する。

(会議)

第6条 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて町の関係職員及び関係機関の出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

- 2 部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

<職名>

総務課長
企画財政課長
町民課長
健康福祉課長
子育て支援課長
産業観光課長
まちづくり整備課長
学務課長
生涯学習課長

別表2（第5条関係）

<職名>

総務課、企画財政課、町民課、健康福祉課、子育て支援課、 産業観光課、まちづくり整備課、学務課、生涯学習課、 社会福祉協議会から必要と認めた職員

4 計画の策定経過

(1) 越生町障がい者計画等推進委員会

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 2月20日(月)	第1回障がい者計画等推進委員会 ・第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に伴うアンケート調査について	中央公民館 集会室
令和5年 9月26日(火)	第2回障がい者計画等推進委員会 ・障がい福祉に関するアンケート調査結果について ・第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の骨子(案)について	役場 201会議室
令和5年 12月21日(木)	第3回障がい者計画等推進委員会 ・第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について	役場 201会議室
令和6年 3月18日(月)	第4回障がい者計画等推進委員会 ・第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について	役場 202会議室

(2) 越生町障がい者計画等庁内推進委員会

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 12月25日(月)	第1回庁内推進委員会 ・第8期越生町障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について	役場 201会議室

(3) 越生町障がい者計画等庁内推進委員会作業部会

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 9月21日(木)	第1回庁内推進委員会作業部会 ・障がい福祉に関するアンケート調査結果(案)について ・第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の骨子(案)について	役場 201会議室

令和5年 12月14日(木) 送付	第2回庁内推進委員会作業部会 ・第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福祉 計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について	書面開催
-------------------------	---	------

(4) アンケート調査及びヒアリング調査、パブリックコメント

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 2月27日(月) ～3月15日(水)	障がい福祉に関するアンケート調査の実施	対象者1,103人 回収率59.3%
令和5年 8月23日(水) ～8月24日(木)	第7期越生町障がい者計画に関するヒアリング	総務課、町民課、子 育て支援課、まち づくり整備課、学 務課、生涯学習課、 社会福祉協議会、 健康福祉課
令和5年 12月27日(水) ～令和6年 1月26日(金)	第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福 祉計画及び第3期越生町障がい児福祉計画(素案) に対する意見募集の実施	町ホームページ 健康福祉課窓口
令和6年 3月18日(月) 3月28日(木)	第8期越生町障がい者計画、第7期越生町障がい福 祉計画及び第3期越生町障がい児福祉計画(素案) に対する意見募集の結果公表	町ホームページ 健康福祉課窓口

5 用語解説

「あ」行

・医療的ケア児

N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

・人間西障害者基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じるとともに、各相談支援事業所等が抱える困難ケースへの協力、相談支援事業者の人材育成の支援、権利擁護のための援助など、相談支援に関する業務を行っています。令和4年度から越生町・毛呂山町・鳩山町の3町で設置しています。

・人間西障害者就労支援センター

障がいのある方を対象に、就労に関する相談、就労の準備、職業開拓、職場見学や実習、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援などを行っています。毛呂山町にあり、越生町・毛呂山町・鳩山町の3町で設置しています。

・インクルーシブ教育システム

障がいがあるからといって、特別の場で教育を受けるのではなく、障がいがある方も障害のない方も共に学ぶ仕組みです。

・ウェブアクセシビリティ

障がいの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイト上で提供されている情報やサービスを利用できること、またはその到達度。

「か」行

・学習障がい（LD=Learning Disabilities）

全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算する等の特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な障がいの総称です。

・共生型サービス

「介護保険」か「障がい福祉」のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくする制度。

・ケアマネジメント

個々のニーズにサービスを結びつけるプロセスです。ニーズを認識し、地域のなかで利用可能な資源を見いだして結びつけ、さらにその後の利用状況を支援し、適切であるかどうかを再度認識するという循環的なプロセスです。

・ケアラー

高齢、障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。

「さ」行

・支援籍

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外で行うための仕組みです。

・支援費制度

これまで市町村や県が福祉サービスの内容や施設などを決定する「措置制度」に代わって、障がいのある方自身がサービスを選択し、サービス事業者との対等な関係に立って、契約に基づきサービスを利用する仕組みです。平成15年4月から平成18年9月までの福祉サービス制度です。

・児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知能技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う、地域の中核的な療育支援施設です。

・児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律です。

・障害者基本法

障がいのある方のための施策に関し、基本的理念や、国、地方公共団体の責務、施策の基本となる事項を定めた法律です。障がいのある方の「自立及び社会参加」を目的としています。また、この法律の中で、県や市町村が「障害者基本計画」を策定することなども規定されています。

・障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよ

う、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことを定めた法律です。また、この法律の中で県や市町村が「障害福祉計画」を策定することなども規定されています。

・障害者週間

障害者週間は、「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間です。平成16年6月の障害者基本法の改正により、従来から定められていた「障害者の日」が「障害者週間」へと拡大されました。障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的としています。

・障害支援区分

障がいのある方の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す6段階の区分で、区分6のほうが支援の必要性が高いことを表しています。

・自立支援医療制度

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に有する者に対して支給を行う「精神通院医療」、身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して支給を行う「更生医療」、身体障がい児で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して支給を行う「育成医療」があります。

・生活習慣病

がん、糖尿病、高血圧、高脂血症等、生活習慣に関与する一連の病気群を示す呼称です。近年、日本人の疾病構造においてこうした病気が大半を占めるようになっており、こういった病気にかかる方の年齢層が低下してきたことなどの理由で、長年使われてきた「成人病」に代わって「生活習慣病」という名称を使うようになりました。

・成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいのある方等で判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。財産管理や契約等に関する法律行為を支援するものです。

「た」行

・地域活動支援センター

地域で生活する精神障がい者の社会復帰及びその自立と社会参加の促進を図ることを目的として、日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流などを行っています。

毛呂山町にあり、越生町、坂戸市、日高市、毛呂山町、鳩山町の2市3町で設置しています。

・ **注意欠陥／多動性障がい（ADHD＝Attention Deficit Hyperactivity Disorder）**

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがない等、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられます。

・ **特定医療（指定難病）**

対象となる疾患の治療を受けている方が、保健医療機関で保健診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者さんの医療費の負担軽減を図るものです。

「な」行

・ **NET 119 緊急通報システム**

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。具体的には、スマートフォンなどから通報用ウェブサイトアクセスして、情報を入力することにより、即座に消防本部に通報が繋がる。

・ **ノーマライゼーション**

障がいのある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方です。

「は」行

・ **バリアフリー**

もともとは障がいのある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられます。

・ **避難行動要支援者名簿**

障がいのある方や高齢な方の安否確認、災害時の避難誘導等を行い、迅速な救援・救助を実施するために事前にその所在情報、緊急連絡先等を記録管理しておく名簿。

・ **ファックス110番**

聴覚または音声・言語機能障がいの方が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。

・ 110番アプリシステム

聴覚に障がいのある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムのこと。

・ ピアサポート

同じような共通項と対等性をもつ人同士の支えあいを表す言葉。ピアは立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す。

・ 福祉的就労

障がいのある方が働くことを中心課題とした社会福祉施設等で、福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労(企業などでの就労)に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うことです。

・ ペアレントトレーニング

保護者の方々が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けプログラム。

・ ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるように設定された、グループプログラム。

・ ペアレントメンター

発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

・ 法人後見事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、認知症や知的障がい、精神障がいのある方等で判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。財産管理や契約等に関する法律行為を支援するものです。

・ 補装具

身体障がいのある方の身体機能を補完又は代替し、日常生活を容易にするために用いられる器具。義肢、装具、補聴器、車いすなどがある。

「ま」行

・メール110番

聴覚または音声・言語機能障がいの方が、携帯電話のメールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。

「や」行

・ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢等にかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方です。

越生町障がい福祉総合計画

(令和6年度～令和8年度)

第8期越生町障がい者計画

第7期越生町障がい福祉計画

第3期越生町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 越生町

編集 越生町 健康福祉課

〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2

電話 049-292-3121 (代表)

Fax 049-292-6405



越生町のマスコット「うめりん」